

参議院法務委員会會議録第十三号

平成十年四月二十一日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月二十日

辞任

千葉 景子君

補欠選任

菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長

武田 節子君

理事

清水嘉子子君

依田 智治君

大森 礼子君

橋本 敦君

平野 貞夫君

委員

遠藤 要君

岡部 三郎君

長尾 立子君

松浦 功君

菅野 久光君

角田 義一君

円より子君

山田 俊昭君

矢田部 理君

事務局側

常任委員会専門員

吉岡 恒男君

参考人

東京大学法学部教授

青山 善充君

井 護 士

上野 登子君

井 護 士

佐木 隆三君

堀野 紀君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十日、千葉景子君が委員を辞任され、その補欠として菅野久光君が選任されました。

○委員長(武田節子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として東京大学法学部教授青山善充君、井護士上野登子君、作家佐木隆三君及び井護士堀野紀君の出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武田節子君) 裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、四名の参考人の方から御意見を伺います。

御出席をいただいております参考人は、東京大学法学部教授青山善充君、井護士上野登子君、作家佐木隆三君、井護士堀野紀君でございます。

家佐木隆三君及び井護士堀野紀君でございます。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方でございますが、まず、青山参考人、上野参考人、佐木参考人、堀野参考人の順に、お一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきます。念のため申し添えますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたしますと存じます。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑並びにこれに対する答弁とも、着席のまま結構でございます。

それでは、青山参考人からお願いいたします。青山参考人。

○参考人(青山善充君) 東京大学法学部の青山善充でございます。

まず、本日は当委員会において意見を述べることができて、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

私の専門は民事訴訟法であり、大学では裁判法という講義も担当しております。本日はその立場から、裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案につきまして私の意見を申し上げます。

最初に、私の意見の結論を申し上げますと、私は、審議の対象になっております二つの法律案のうち、

裁判所法の一部を改正する法律案には賛成、司法試験法の一部を改正する法律案には反対であります。

もう少し事項を分けて詳しく申し上げますと、裁判所法の一部を改正する法律案は、司法修習生の修習期間を現行の二年から一年半に短縮するとともに、司法修習生が給与の支給を受ける期間を、修習のため通常必要な期間に制限しようとするものであります。私はこの改正には賛成したいと思います。

もう一つの司法試験法の一部を改正する法律案は、改正点が大きく分けて三点ございます。

第一点は、司法試験の第二次試験の論文式試験科目につきまして、現在どちらか一方を受験すればよいことになっておりますところの民事訴訟法と刑事訴訟法をどちらも必須科目にするというのが第一点。

第二点は、現在の法律選択科目、すなわち民事訴訟法、刑事訴訟法のほか、行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法、刑事政策のうち一科目を選択すべきことになっておりますところのこの法律選択科目を全部廃止するというもの、これが第二点。

第三点は、口述試験の対象から商法を外すというものであります。すなわち、現在は論文式試験で受験した六科目すべてにつきまして行っております口述試験を、今後は憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の五科目だけについて行うというものであります。

そして、私はこのうち第一点は理解できるものの、第二点及び第三点には反対であります。特に、第二点の法律選択科目を廃止することには強く反対したいと思います。私は、今回の二つの改正案を全体としては高く評価しているものであります。が、この最後の点において、いわば九仞の功を一

實に欠くことになったというふうに考える次第でございます。

以下、その理由を申し述べます。これから申し述べますことは、実は「ジュリスト」一一二二二号、本年の四月一日号でございますが、そこに「是非か、今次司法試験法改正」というタイトルで私が書きましましたことを要約してお話しするものであります。

言うまでもなく、今回の裁判所法及び司法試験法の改正は、昨平成九年十月二十八日に最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会のいわゆる法曹三者の間で成立した司法試験制度と法曹養成制度に関する合意、これは白表紙のそれぞれの法律案関係資料の中に参考資料として収録されておりますが、その合意に基づくものであります。

このいわゆる三者合意の第一の内容は、現在毎年七百人程度である司法試験の合格者を平成十年度には八百人程度に、平成十一年度からは年間千人程度にまで増加させるといふもので、これが三者合意の根幹であります。そして、この合意から合意の第二、第三、第四が出てまいります。

すなわち、第二の合意事項は、このように司法試験の合格者を増加させれば、司法研修所の受け入れ能力及び財政上の見地から、現在二年の修習期間を一年半に短縮せざるを得ないという合意。第三は、修習期間をもし一年半に短縮するならば、その間に民事と刑事の裁判につき現在と同程度の修習の実を上げるためには、どうしても司法試験の論文式試験科目における民事訴訟法と刑事訴訟法を必須選択科目ではなくてどちらも必須科目にする必要があるとする合意事項。第四は、民事訴訟法と刑事訴訟法を必須科目にするならば、受験者の負担を増大させないために法律選択科目を廃止するとともに、商法の口述試験も廃止する必要があるとする合意事項であります。このように三者合意に基づきまして今回の二つの法律案が提出されたわけでございます。

このように見えてまいりますと、今回のこの二つの法律案の内容は、司法試験の合格者を増加させ

るといふ、いわば釜を引っ張るとそれにぶら下がって辛う辛う式にするすべてのものが出てくるように見えますけれども、私は、司法試験の選択科目廃止や商法の口述試験の廃止と合格者の増加の問題とは全く別の問題であると考えております。

私は日ごろ、諸外国に比べて著しく少ない日本の法曹人口を飛躍的に増加、増大させなければ、やがて日本の司法制度は国民に対する法的サービスの低下を招来するばかりでなく、国際競争場裏においておくれをとるとの強い危惧を抱いているものであります。このたび、法曹三者がおくればせながら司法試験の合格者数を年間千人にまで増加させるとの合意に達したことにつきましては一歩前進と評価しております。そして、ここに至るまでの法曹三者を初めとする関係の方々の御努力には深く敬意を表するものであります。

その立場から申しますと、司法試験の合格者を年間千人にするということになりますと、受け入れ能力や財政上の理由から修習期間をやはり一年半に短縮せざるを得ないというのやむを得ないことというふうに考えます。その意味で、私は、先ほど述べましたように、提案の裁判所法の一部を改正する法律案については賛成する次第であります。そして、このように修習期間が短縮されるならば、修習生が事前に民事訴訟法や刑事訴訟法についての十分な知識を身につけてから修習に入るようにするために、やはり民事訴訟法と刑事訴訟法をどちらにも司法試験の必須科目にする必要があるというふうに思います。その意味で、私は、司法試験法の一部を改正する法律案のうち、その部分の必要性については十分に理解できるところであります。

しかし、そのことと引きかえに、法律選択科目を廃止し、商法の口述試験を廃止することについては全く理解できません。特に、法律科目の全廃には強く反対せざるを得ません。

その理由は三点ござります。

第一に、司法試験の試験科目を、憲法、民法、刑

法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法という特定の六科目の必須科目に固定することは、柔軟で多様性のある社会に対応する法曹をつくらなければならぬという今後私どもが目指すべき方向に反するばかりでなく、選択科目の廃止によって今よりさらに視野の狭い法曹を生み出す可能性を否めず、日本の司法の将来にとって大きな禍根を残すことになるのではないかと恐れるからであります。選択科目はたった一科目でもあるとはいえずは大違いであります。千人の修習生が司法試験レベルにおさまって多様なバックグラウンドを持ち合うことは、今後ますます多様化する社会に法曹として対応していく策地として極めて重要であると考えらるものであります。

第二の反対理由は、選択科目の廃止が大学における法学教育と司法試験との乖離をますます増幅させることになることを恐れるからであります。私は、よい法曹になるためには、大学法学部において、その授業を受けて広い範囲にわたって法を体系的に学習し、しかも最低一つのゼミには参加して教師や他の学生との人間的接触を伴いつつ、特定の分野を深く勉強することがぜひとも必要だと考えているものであります。

そうした観点からしますと、司法試験科目から選択科目をなくし特定のたった六科目に限定することは、まじめに大学の講義に出席しゼミに参加して深く勉強しようとする学生はかえって司法試験に合格しにくくなると思われる風潮を助長し、法学教育の現場に深刻な悪影響をもたらすこととなります。私は、現場の一人の教師としてこの司法試験法の改正案には強く反対せざるを得ない次第でございます。

もちろん、日本の大学の法学部は、法曹を目指す学生ばかりでなく、官公庁や民間企業に就職する者をも対象として教育しております。しかし、司法試験の合格者の九〇％はやはり法学部出身者でございまして、この者たちにとっても健全な法学教育ということがぜひとも必要なのでござい

第三の反対理由は、今回の司法試験法の改正が、実は最終的に法曹三者だけの合意に基づいて決められ、大学法学部の意見は正式に一度も聞かれなかったという手続的な理由からであります。

言うまでもないことでありますけれども、司法試験の試験科目をどうするかは大学の法学教育と極めて密接な関係があります。前回、平成三年の司法試験の改正、これは司法試験科目からいわゆる教養選択科目を廃止した改正でございすけれども、その際には司法試験の受験者が比較的多い三十八の大学に意見照会をしております。ところが今回は、前回よりも一層大学の法学教育に深刻な影響をもたらす改正であるにもかかわらず、どの大学もこのような意見照会を受けなかったの

でございます。

さらに言えば、これは「ジュリスト」には書いてございせんけれども、今回の法律案の提出に至るプロセスは、前回の司法試験法の改正の際のこの参議院法務委員会の附帯決議に実は反するのではないかとこのように思っています。その附帯決議では、大学法学部と法曹三者との密接かつ有機的な協力のもとに問題の検討を進めるべきであるというふうにうたっております。その附帯決議がこの黄色の表紙の参考資料の十六ページにございす

が、こうあります。

政府並びに最高裁判所は、次の諸点につき格段の配慮をすべきである。

一 国民が、必要に応じ、広く、容易に、より高度な法的サービスを享受できるようにするため、我が国における適正な法曹人口の確保を図るとともに、その質の維持に努めること。

二 右の目的を達成するため、法曹養成制度における大学教育との関係及び司法修習制度の在り方については、大学関係者及び法曹三者の密接かつ有機的な協力の下に検討を進めていくこと。

三 是省略いたします。

右決議する。

これが平成三年四月十六日の当参議院法務委員会

の附帯決議であります。これを今回の法案成立過程においては無視されたのではないかとこのように思います。言うまでもなく、この附帯決議は単に法曹三者にとつて都合のよい何人かの大学教授の意見をピックアップして聞けばよいという意味ではございません。この問題の検討そのものを大学法学部と法曹三者とが密接かつ有機的な協力をもつて行うべきであるということをつたつたものであるというふうに私は理解しております。

このような私の意見に對しまして、政府はあるいは次のように反論するかもしれません。すなわち、先ほど引用しました平成九年十月二十八日の法曹三者の合意は、それに先立つて法曹養成制度等改革協議会、普通、改革協というふうと呼ばれておりますが、その改革協が平成七年十一月十三日に法曹三者に對して提出した意見書を具体化したものにすぎない、そしてその改革協には大学教授など学識経験者も参加していただけないかという反論でございます。

しかし、その反論は私の考えによると間違っていると思います。第一に、確かに改革協には大学教授も参加してはいたが、かく言う私もその一人でございますが、それはあくまでも個人の資格で意見を述べたにすぎません。第二に、改革協の意見書では確かにその理由の部分に、法律選択科目について「受験生の負担軽減という観点からは、これを廃止すべきであるとする意見が多数を占めた」という一文がございますが、それはそのすぐ前に「現行の司法試験制度・法曹養成制度、七百人程度の合格者を前提とした検討として」とある部分に続けて述べられてはいるにすぎません。今回の法曹三者の合意は、平成十一年から年間千人程度の合格者を出すというものでありますから、七百人程度の合格者を前提とするこの検討とは前提が全く異なるわけでありまして、たとえ改革協に数人の大学教授が参加していたとしても、その後の法曹三者だけの検討に入った段階で改めて大学法学部の意見を聞くべきであつたと私は考えるものであります。

以上の三点から、私は今回の司法試験法の改正、特に法律選択科目の廃止には反対です。

それではどうしたらよいかということでありますが、私は、裁判所法の改正と司法試験法の改正をこの際切り離して、司法試験法の改正については、さらに一年の期間を置いて大学法学部の意見を十分に聞いた上、最も適切な司法試験科目は何であるかということを検討すべきであるというふうに考えます。

もともと、今回のこの二つの法律案は施行期日がずれております。すなわち、裁判所法の改正、つまり修習期間の短縮は来年、平成十一年四月に司法研修所に入所する者から実施されるのに對しまして、改正された司法試験法による最初の司法試験が行われるのは平成十二年でございます。その合格者が研修所に入るのは平成十三年四月からでございます。つまり、この二年間につきましては、民事訴訟法が刑事訴訟法の一科目しか受験しなかった者も研修所の一年半の修習で一人前の法律家に育っていくということが予定されているわけでありまして、そうだといたしますと、その二年がたとえ三年になったところで、よりよい司法試験法が成立するためには構わないというふうに私は考えます。

最後に、司法試験における試験科目のあり方は大学法学部の意見を十分に聞いて検討すべきだというふうに今申しましたけれども、ここで私個人の意見を述べることをお許しただければ、私としては、憲法、民法、刑法、商法に加え民事訴訟法及び刑事訴訟法の六科目の必須科目のほか、一科目の法律選択科目、合わせて七科目程度の試験科目を受験生に課しても、試験方法、出題範囲、時期等を工夫すれば、最近の合格者の平均年齢の若返りの傾向にかながみまうと決して受験者に過重の負担をかけることにはならないというふうに考えます。

そう考える理由等につきましては、後に御質問があればお答えすることにしたしまして、以上で

私の意見の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。次に、上野参考人をお願いいたします。上野参考人。

○参考人(上野登子君) 私は、弁護士以外には何の肩書きもない一介の弁護士でございます。事件の依頼者は年収約五百万くらい町の庶民、私自身もそういう依頼者からの支払いで生活しておりますので、ほぼ同等の生活をしている一市民でございます。このような弁護士の立場から、また弁護士会の中で修習期間短縮、裁判所法改正に反対するという運動にかかわってきたその立場から、今回の裁判所法改正の問題点を指摘し、反対の意見を表明し、慎重な審議をお願いさせていただきます。

第一に、この法案は判決で言えば理由こそ、結論と理由が一致しております。司法の機能充実のため、社会の法的ニーズにこたえるためという改正理由と、そのために裁判官、検察官、弁護士になる者の修習期間を二年から一年半に短くするというこの結論とは明らかに矛盾しております。社会が国際化し、複雑高度化し、司法の充実が一層求められている現在、改正するならばむしろ少なくとも二年以上というのを三年以上と改正するのが当然であろうと思われまふ。

何ゆえこの二年を一年半に改正するのか。飛躍的に法曹人口を増加させるためには、受け入れ能力がないから短くするのはやむを得ないと。これは裁判官、検察官の数が少ない、司法の容量を拡大すべきというまさに解決すべき問題を固定化してしまふものであります。これはむしろ短縮の理由にはならないことであります。

現在の統一、公正、平等と言われるこの司法修習制度のエッセンスについて述べたいと思ひます。

これは、裁判官、検察官、弁護士、いずれの志望にもかかわらず同じ教育を受け、どれにでもなれる能力と資格を身につけるといふ、その到達点が

独立して仕事をできる、これは裁判官、検察官、弁護士の職務の独立性が大事だから、そこから出ております。

それからもう一つは、生きた事件について、それぞれ裁判官、弁護士、検察官のその仕事に身を置いて技術とそれだけの心構えを学ぶという非常にすぐれた制度でございます。そのために少なくとも二年間の期間が必要だということになっております。

御存じのとおり、この制度は、戦前の官尊民卑の教育、司法制度——裁判官と検察官だけ同じ教育、国費でそれも裁判官と検察官の実務的教育だけをした、それから弁護士になる者は自費で弁護士見習いだけをした。そういう教育方法がもう絶対的な司法官僚の力の強さと、それから能力の低い、地位の低い弁護士を生み、それから基本的人権擁護の役割を果たし得なかつたという苦い経験に基づいて戦後つくられたものでございます。

この制度がその運用において非常に成果を上げたというところにつきましては、法曹のみならず国民各界からも高く評価されております。当法務委員会これは平成三年度、先ほど青山先生が紹介なさった司法試験法の改正時の附帯決議におきまして、現在の司法試験・法曹養成制度の基本的理念を尊重すべきということを述べております。まさに、この基本的理念というのはこのように二年間の修習の運用の中にあられております。

これに對して、短縮を主張する理由はいわばこの修習制度の魂を失わせるものです。単に二年間の器を一年半に縮める、だから器から漏れてしまふ、器ではかれるものが少なくなるといふだけの問題ではございません。

短縮する理由としまして、これは最高裁、法務省が述べておりますけれども、司法修習の終了のときはむしろ半人前であり、基本的な教育だけして本格的な教育は任官してからやるんだ、こういう方向が出されております。これはまさに戦前の教育と同じように官僚教育、独立性のない上を向いた官僚を育てることにつながります。

それから、OJTといいますが、資格を与えて仕事の中で教育するのだという方向が言われております。これは大工さんの見習いならOJTもよろしかろうし、私企業の従業員ならば我が社の精神に基づけばよろしかろうと思います。しかし、資格を与えた裁判官、検察官が未熟なまま、未熟な研修医に心臓の手術ができないと同じように、仕事の中で教育していくのだということでは国民の受ける損害ははかり得ないものがあります。

それと、これも任官後の教育。上司が教育するということにつながるわけですから、司法に携わる者に何よりも必要な独立心というものを損なうものであります。とりわけ可塑性のある若いうちに手元で教育した方がいいのだという法務省などの短絡理由、これは今の統一修習制度のあり方に反するものです。

さらに、司法の充實のためにこの修習の目的も、法廷実務家から企業従業員や行政職公務員、そういう人の教育に変えていくのだ、だから修習期間にはむしろ一年でもよい、あとは仕事についてからやるようにという理由づけによる短縮が提案されております。裁判という国家権力の担い手の教育こそがこの修習の目的であり、正しい裁判が行われることが司法の本質的役割ですから、法廷実務家としての教育をきっちりやるのがこの修習の目的であろうと思います。

ここに至りますと、これは法務委員の先生方には釈迦に説法となりましようが、司法の本質的な役割というものをここで再確認することが必要であらうと思います。

や社会的強者と対等に争え、権利が守られるのは司法のかけがえのない価値である、これを守り育てることが司法の最重要課題にならなければならぬ。こういう観点から考えますと、官僚的な獨立性のない裁判官、檢察官や力の不十分な弁護士では司法の役割を十分に果たすことができない。そういう観点から、今回の修習期間短縮というのは現在のすぐれた修習制度の意義を失わせ、司法の役割をむしろ弱めていくものであるということと反対いたします。

○委員長(武田節子君)　ありがとうございます。
次に、佐木参考人をお願いします。佐木参
考人。

○参考人(佐木隆三君) 私は小説を書いている人間です。裁判を傍聴取材して、あるいは裁判記録に基づいて歴史小説を書いたりもするんですけど、いずれにいたしましても、裁判所に通うことによって、裁判の実情を見ることによって物を考えたり物語をつくったりする立場ですので、きょうの参考人の先生方とは立場が随分違うんですけれども、言うならば傍聴席から司法制度を見ている者の意見ということでお聞きいただければありがたいと思います。

私自身は、かねてより法曹資格者というが司法試験に合格する人がもつとふえた方がいいというふうに思つておりまして、そうして資格を持ったたふうに法律家が国民とともに歩むというか、そういう司法であつてほしいと願つておりますので、司法試験の合格者をふやすということ、それに基づいて対応する措置であるというふうに理解したときに、今回の法律改正はいいことだというか、私は賛成したいというふうに思つております。

自分の職業の話なんですけれども、私は一九七〇年くらいから刑事裁判の傍聴に通っておりまして、民事の方は余り法廷に通ったことはないんですけれども、ただ、私どもが刑事裁判を傍聴して、一般傍聴人というのは法廷にいてもメモをとることが認められませんでした。それで、一九

八八年四月に、法廷メモを一般傍聴人にさせないのは憲法違反であるという損害賠償請求の訴訟を起こしまして、そのとき国を訴えたわけでありま
す。この委員会の委員でありますところの林田悠
紀夫法務大臣に百万円弁償してほしいという訴訟
を起こしたわけであります。

これは、アメリカの弁護士ローレンス・レベタという人が東京地裁にそのような趣旨の訴訟を起こして、一審、二審いづれも敗訴をして、それでアメリカの弁護士がそういう憲法違反の訴訟を起こして日本人が何もしないのは恥ずかしいということで、かねてより私も疑問に思っておりしたので訴訟を起こしました。八九年の三月八日に最高裁の大法廷で、レベタさんの損害賠償請求は退けたんですけども、ゆえなく妨げてはならないということとで一般傍聴人のメモが自由になつて現在に至っているわけです。

私自身は、その最高裁大法廷の判決で一般傍聴人のメモがとれるようになったことを確認して自分の訴えを取り下げましたので、林田法務大臣から百万円をいただきます損なつたということにもなるわけであります。

そういつたこともあつて、今一般市民の間でも、裁判を傍聴しようという運動というとおかしいんですけれども、裁判を傍聴していろいろなことを学ぼうと若い弁護士とか司法書士の方たちが中心に市民に呼びかけておやりになつていて、司法に對する理解が深まるということで大変いいことだというふうに思つております。

先ほど、傍聴席から見た裁判、とりわけ刑事裁判ということ、常日ごろから考えていてやはり納得いかないことがよくあるのは、これは憲法第三十七条、刑事被告人の権利の第一項なんですけれども、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」とあるわけでありますけれども、迅速な裁判というのが日本の場合にどのように機能しているかというか、この憲法の精神がどのように生かされているかという、残念ながら迅速な裁判と

いうことはほど遠い裁判が少なくないということ
となんですわ。

迅速な裁判というとこれは大日本帝國憲法のものでありますけれども、一九一一年、明治四十四年一月十八日に大審院の特別刑事部がいわゆる大逆事件の被告人二十四人に死刑判決を言い渡した事件がありました。

これは明治四十三年（一九一〇年）十二月十日に初公判が開かれて、十二月二十五日に論告求刑、二十六人の被告人全員に死刑を求刑して、十二月二十九日に弁護人の弁論でもって結審して、一九一一年一月十八日に判決で二十四人に対して死刑、二人に対して有期懲役と、これは非公開の裁判でありまして、そうして二十四人死刑を宣告されたうち、十二人はその判決の翌日に無期懲役に減刑して刑が確定して、一月二十四日には十一人に対する死刑を執行、一月二十五日には残る一人に対する死刑を執行というものでありました。

今日の日本国憲法に言うところの刑事被告人の権利というものが當時はなかったということ、戦後になっていろいろこの裁判に関する資料などが明らかになってまいりまして、言うなれば暗黒裁判という言葉が公開されていないという理由でもって使えるのではないかと。そしてまた、弁護人の証人請求に対してことごとく退けて、言つてみれば極めて迅速な裁判が行われたということなんですが、このような迅速な裁判におよそ意味があるとももちろん思えないわけであります。

今、東京地裁で一九九五年九月からいわゆるオウム事件の裁判が行われております。これはきょう現在、東京地裁の場合でありますけれども、百十一人に判決が出て、二十四人がなお係属中ということなんですけれども、その二十四人のうち十九人がいわゆる地下鉄サリン事件、松本サリン事件、坂本弁護士一家殺害事件の被告人で、重複して公訴を提起されている被告人もおりますから、十九人がこの三つの事件でいうところの死刑相当事件の被告人ということになるわけです。私、先ほど明治の大逆事件の話をいたしましたけれど

も、これに匹敵する実は大変大きな刑事裁判でありまして、恐らく諸外国も注目していると思うんです。

このオウム裁判、実は今申し上げましたように既に百十一人に対する判決は出ておりますけれども、二十四人がなお係属中、そしてまたいろんな被告人が残っているわけでありまして。果たしていつになったら判決に到達できるものであろうかという審理の進め方、そういう法廷を幾つか見ておりますと、迅速な公平な裁判を望むということとはまさに人後に落ちるものではないけれども、それでは迅速で公平な裁判というものが現に行われているのかどうかという、またこれは疑問に思わざるを得ない。ですから私は、いわゆる法律家は何かを考えているのだろうか、憲法の精神をどう思っているのだろうか。

そしてまた、第三十七条の刑事被告人の権利の第三項、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」とあって、これがいわゆる国選弁護人でありまして、この国選弁護人がついていて、これは私の全く個人的な見解であります、私なりに裁判所に通って今も見続けながらの意見でありますけれども、争う権利ということを主張して、迅速な裁判ということにほとんど相反する審理にならざるを得ないという実情もあるわけでありまして。

私はそれこそ尊敬する職業として弁護士ということをする、それこそ思い浮かべるわけでありまして、それじゃ彼らは司法研修所でどういう教育を受けてきたんだろうかというふうに大変疑問に思うことが特に最近多いので、このことは私の一つのテーマにして、やはり迅速な裁判を受けるというこの意味——明らかに、最近参議院を含めて国会では牛歩戦術というのではないそうでありまして、裁判所の法廷で牛歩戦術にも等しいことが行われていて、むだな時間が費やされているというふうに思うことが多いんです。

それでは、どうして裁判が遅延するのか。民事裁判のことは別にいたしまして、刑事裁判で重要なのは、これは私が知り得た上での刑事裁判全体のことを申し上げるんですけれども、日本の場合は調書裁判ということで、捜査段階で警察官ないし検察官が調書を作成して、それを起訴したら裁判所に公判請求して、それを証拠として請求する、それを証拠として認めるか認めないかの争いが実は大変多いんですね。ですから、そこに何が問題があるかという、大抵の被告人は被疑者の段階で弁護人がついていない、だから捜査官の誘導で弁護人がついていない、だから捜査官の誘導でこのような供述をしてしまったとか、あるいは拷問に等しい尋問のされ方で署名せざるを得なかったというふうなことを言ってみたりすることが多いんですね。

そしてまた、これはオウム裁判の特徴でもありますけれども、検察側が請求した調書を中心とする証拠書類、もちろん捜査報告書であるとか、殺人事件の場合の死体検案書であるとか、鑑定書であるとか、そういったものをすべて不同意して、不同意することによってその鑑定をした人とかが証人として出てこなければいけない。そしてまた、昨年十二月に検察側は地下鉄サリン事件の殺人と殺人未遂の訴因変更を行ったわけですね。殺人未遂は当初三千七百九十四人の被害者がいたわけでありまして、それを十四人に絞り込むという、恐らく前代未聞のことが行われたわけでありまして、これは言うまでもなく、弁護側が被害者の調書ないしは医師の診断書、そういったものをすべて不同意するから、理論的に言うところ三千七百九十四人すべて法廷に呼ばなければいけないというところで、審理の迅速化のために検察側がそういう措置をとったのであります。

これも、国民の立場というか、私が考えるところと言うべきか、全くもって間尺の合わない話であって、多くの被告人がいて、地下鉄サリン事件では十四人が殺人と殺人未遂の共同正犯で起訴されておりますけれども、ほかの被告人及びその弁護人はそういった書証にすべて同意しているわけ

でありまして、そうすると、例えば同じ国選弁護人がついていながら、一方はすべて不同意することごとく不同意する、一方はすべて同意する、そういったことが現に行われている。これは何だろうか。

もうわからないことが大変多くて、そういった意味で私は、日弁連が九二年から全国的に当番弁護士制度というのを、言ってみればサービスとしての費用をすべて弁護士会が負担してやっているこの当番弁護士制度というものが法制化されているにないしは公選制度になって、取り調べの段階でどんな被疑者に対しても弁護士がつく、そういった手続といえましょうか、配慮が行われていければ、裁判におけるむだな争いが随分なくなるだろうと思うんですね。

オウム裁判の場合も、もちろん私は被告人についている弁護人を攻撃するためにこういうことを言っているんじゃない、その趣旨はおわかりいただけたと思うんですけれども、やはり捜査段階における弁護人がついていなかったということが実は争いを深くしている、もっと言えばむだな争いのものも多くなっているということを含めて、今回の参考人として求められている意見でも何でもありませんけれども、将来的に被疑者段階で国選ないしは公選の弁護人をつけることをぜひ国会で御配慮いただければ、今私が申し上げたようなむだな争いもかなり減ってくることは期待できるといふふうに思います。

以上です。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。次に、堀野参考人をお願いいたします。堀野参考人。

○参考人(堀野紀君) この問題、つまり二つの改正法案について、平成九年度日弁連の担当副会長として対処する立場にあった者として申し述べて、日弁連がよって立った視点について申し述べさせていただきます。結論をいたしまして、本両議案につきましては賛成いたします。

そのことを申し上げた上で、私たちがこの結論を得るまでの間経験してきました非常な苦しみと決断の身を御紹介することを通じて、この問題が持つている本来的な重要性について訴えさせていただきます。御案内のとおり、裁判所法の改正案は、司法試験合格者を現在の七百五十人程度から一千人程度に増加することに伴って、現行司法修習制度についてその期間を二年から一年半に短縮することを内容とするものであります。

このことをめぐって日弁連は、会内世論を二分した形で激しい議論を展開し、昨年十月十五日の臨時総会におきまして、今後の司法と法曹のあり方をめぐるさまざまな議論を収拾しながら、修習期間の短縮自体については一年半の法務省の案を受け入れるという結論を得たのであります。

修習期間を短縮するという最高裁、法務省の理由とするところは、次の二つの点でなかつたかと思ひます。

第一は、合格者が現在の七百五十人程度から一千人程度に増加しますと、現行の実務修習方式、ある意味ではマンツーマンの実務修習方式を前提とする限り、法曹三者とわけ裁判所、検察庁においてはその受容能力がないということ、これが第一でございます。

第二は、従来行われていた修習では、本来資格取得後に教えればよいとされるような専門的で高度な内容に入り込み過ぎていたということで、もつと基本的で汎用的な技法とリーガルマインドの習得に集中すれば二年もの修習は必要ないということ。そして、権限と責任を伴わない修習を長く続けるよりは、早く資格を取得させて、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングに入る方がより効果的であるということで短縮が必要であるという理由づけを行ったように思ひます。

まず、後者について申し上げたいと存じます。権限と責任が伴わない司法修習という表現は、司法修習の非本質的な側面だけを指摘しているにすぎないと思ひます。法曹三者が一緒に、公平、平

等で、かつ一定レベルの研修を受けるというこの戦後司法改革の最大のすぐれた側面を軽視しているのではないかとこの批判を免れないというふうに考えます。

弁護士と裁判官、検察官を同列に養成するかどうかという問題は、一国の司法のあり方の基本にかかわる本質的な問題でありまして、一定期間一定レベルの統一修習の確保は、日弁連としては譲ることのできない一線であります。もし仮に戦後の制度が実現していなかったとしましたら、官尊民卑の治安優先の司法構造がそのまま維持され、司法による民主主義は実現されることはなかったと思います。

また一方、裁判官、検察官になる者が、弁護士の実務あるいは弁護士が接する庶民の生活、取引社会の実態等に触れることもなく任官していったとしたら、民情に通じない権威に頼る裁判官、検察官が恐らく世の批判を浴びることとなっていったと思います。

私たちは、このことの重要性に関する認識の違いが三者協議での一つの主要な論点だったというふうに理解しており、今回一年半での合意が成立したとはいえず、この一年半という期間は、これ以上は譲れない最低限の期間であるということこそをこの際強調させていただきたいというふうに思います。

ちなみに、私たちは資格取得後のオン・ザ・ジョブ・トレーニングの重要性について、これを否定するものではありません。問題は、統一司法修習かOJTかという選択の問題ではなくて、統一司法修習もOJTもという問題だと考えるものであります。そして、司法修習の二年間は実は決して長過ぎることはありません。長過ぎると思える向きがあるとの報告もありますけれども、問題は中身が充実しているかどうかで決まると思っています。

そして、今後法曹が担うべき課題がますます専門化、多様化、複雑化している状況の中では、ますます量、質ともに充実させるべきであります。実質問題としては短縮すべきでないという考え方が

妥当であり、社会的な支持を得られるものと考えておりますし、長期的に見れば、その程度の国家投資は司法による正義を目指す国家としては当然の責務であるというふうに考えます。

以上述べました点におきましては、弁護士会の内部においてさしたる大きな意見の違いはなかったというふうに私も理解をしております。

それでは、なぜ日弁連は臨時總會を開催してまで法曹三者協議で期間短縮を認めて合意する決断をしたのか、そこを御説明する必要があるうかと思ひます。

そこです。先ほどの修習短縮の第一の理由に立ち返りますけれども、千人規模の合格者を現行の修習期間で受け入れた場合に、実務修習四カ月が重複して、この間実務庁や弁護士会が二期分の二十人の修習生を受け入れることになりましてけれども、これは事実上不可能であるということが問題の発端でありました。私も大変これは難しいことだろうという認識を持ちましたが、弁護士会としましては、いや何とかなるはずだ、工夫すれば可能だというふうに主張し続けてきました。仮に裁判所や検察庁において無理があるとすれば、その分を何とか弁護士会で引き受けましょうという提案までしてまいりました。

しかし、この議論は膠着状態に陥りまして、この膠着状態が続く中で、昨年五月、法務省はそれまでの最高裁の一年に短縮するという案を事実上修正する形で全体で一年半という案を提示されたのであります。日弁連が主張している二年ということではどうしても協議は成立しないという状況が訪れたわけであります。

しかしながら、法務省の一年半という案が提起される中で、私たちは選択を迫られたわけでありまして、私たちは、ここで意見が違えば決裂だ、あるいは一年半で合意することも屈服だという単純な論理はとることはいたしませんでした。私たちは、現在の時代を認識し、またどういう状況下で何を今議論しているんだということを冷静に考えまし

何よりも、九〇年の司法試験改革の際に日弁連自身の提唱で設置されました法曹養成制度改革協議会という改革協議の四年半にわたる審議、しかも法曹三者以外の協議メンバーの方が参加されたこの協議会の意見書において、日弁連の協議員も含めて合格者を千人程度にふやましてという方向性が打ち出されたということ、そしてこの三者協議はその実施に向けての具体的方策を検討するための場であって、一千人体制への円滑な移行を考えた場合には、今、日弁連は大局的な立場から方針を立てるべきであるというふうに考えたのであります。

確かに、一年半への短縮は本意ではありませんでしたが、原則は維持するんだということを三者で確認できましたし、また現実にも、一年半で確認でき、従前の量と質を維持した修習は可能であるというぎりぎりの判断をしたこと、そして今、司法が重大な曲がり角を迎えているこの時期に、法曹三者が将来の司法や法曹のあり方について真剣な議論を交わしたこの機会を将来に向けても大切にしたいというふうに考えたからであります。

一方、日弁連としましては、この機会に、法曹養成制度等改革協議会での問題意識を踏まえながら、さらにそのもう一歩先、その延長線上に我が国の将来のあるべき司法像を描きたいというふうに考えて、大変な臨時總會ではありましたが、私も、その臨時總會において長年の懸案である法曹一元制度の実現に向けた決意を表明いたしました。

これから予測される社会あるいは経済構造の変革に伴って司法の果たすべき役割と機能が拡大していくことは必然でありますけれども、この問題は、修習期間を確保しさえすればいいとか、あるいは短縮しなければならぬといった次元だけの問題ではないというのはいちばんのこと、現在の司法構造をただそのまま相似形的に拡大していけばいいといったようなことで済まされる問題でもないというふうに理解いたしました。司法のあら

ゆる分野での体質改善と制度改革を実現していくことが必要だ、そのことをこの機会に思い切り議論をし、深め、そして実現に向けて第一歩を踏み出していきいたいというふうに考えたわけでありました。

これからの社会は、法律問題も昔のままで済みません。国際的にも国内にも激動の時代を迎え、ハイテク化は無論のこと、取引社会は複雑化し、市民社会もさまざまな面に直面するといふように思ひます。この激しい変化と複雑化に対して有効に機能する司法制度と、これを担うに足る広い社会常識とをなややかな心、すぐれた実務能力を備えた法律家をたくさん輩出することが必要であり、それを今から準備していくことが私たちの責任ではないかというふうに考えました。

その眼目は人の問題と制度の問題であります。このような将来社会に対応していくために、社会の隅々にまでよい弁護士を多数配置していくということとともに、裁判官になるには一定年限の弁護士経験が必要とするいわゆる法曹一元制度の導入を真剣に考えるべきだということにありま

この法曹一元は、直ちに裁判所も検察庁も受け入れるところではありません。また、弁護士の世界の実情に照らしても、今そういう点での社会的コンセンサスがあるというふうにも言い切れません。しかし、それが望ましい制度であるということとは、政府のもとに設けられた一九六四年の臨時司法制度調査会の意見書も指摘しているところでありま

私たちは、その実現を展望しながら、今回の三者協議においても、そのような観点から法曹養成の段階においてその準備的取り組みをしようではないかという提言をいたしました。それは、法曹養成を司法研修所の二年とか一年半の期間だけの問題でも、またそれぞれのOJTという分野別の事後研修だけではなくて、司法試験合格のときから始まって、司法研修所を経て、そしてまた資格を取得した後まで、法曹三者共通の視点から一

實した法曹養成過程としてとらえて、それらについて弁護士会もあらゆる段階で負担を負って主体的に研修の実施に参加する仕組みをつくりたいという提案をいたしました。これは三者協議で具体的に提案をいたしました。これは法曹一元的な視点からの問題提起ではありますが、実は現状からいえばそれ以前の問題でもあります。

現代の青年たちの教育過程や教育や受験競争の現実から、現在、司法試験合格者の相当数は、実社会に触れることなく、予備校で合格のテクニックを学んで司法研修所に入っており、このような合格者たちに少しでもより深い学問的素養を身につけてもらうとともに、社会の実相に触れる経験を積んでもらうことが格段に重要になってきております。

このような要請にこたえるため、日弁連は總會において、一つは、合格後、司法研修所入所前までの数カ月の間を何とか活用した研修ができないだろうか、その点についての三者の協力、それから司法研修所の教育を兼ねた資格取得後の継続研修における法曹三者の協力についての具体的な提言をいたしました。これらの提案の中核は、裁判官あるいは検察官になる方々も司法修習を終了した後一定期間、一定の権限制約のある弁護士として弁護実務を経験することを義務づける、私どもはこれを研修弁護士制度と呼んでおりますけれども、すべての人々に弁護士としての経験を一年でもあるいは半年でも持つてもらったらどうだろうかといったような制度を提案いたしました。

この提案につきましては、その理念的なところはありますが、現実的にはなかなか実現できませんけれども、現段階では裁判所、法務省とも提案についての合理的な根拠を見出しがたいということと同意されるに至っていませんが、過渡期的にはありますけれども、三者共通の研修機会を今後創設し、あるいは拡大するというところについては実現に向けて誠実に協議するということを三者で合意いたしました。単に一年半の司法修習にとどまらず、総合的でトータルな法曹養成制度を実現

することで、量質とも従前を上回る法曹養成のあり方を展望することができると考えて、私どもは修習期間の短縮を含めた三者間の全体の合意を成立させたのであります。

次に、司法試験法改正に關しての問題に触れておきたいと思ひます。

第一に、今次の改革は、法曹として必ず身につけておかねばならない民事訴訟法、刑事訴訟法の両科目を必須としたことに伴って、受験生の負担がふえる分、労働法、行政法などの法律選択科目の廃止によって負担を軽減しようということ、それから口述試験について商法を試験科目から除く等の改正をしようというものであります。日弁連としては、詳しい議論は省きますけれども、全体として受験生及び試験委員の負担が加重にならないよう配慮したものと理解して三者協議において賛成いたしました。

私どもは、これらの法律選択科目の重要性を決して軽視するものではありませんけれども、実態に着目すれば、すべての修習生がこれらの選択科目すべてを学んでいくわけではなくて、どこか受かりやすい科目を選択してきている、受験技術の一つに組み込まれているという一面もございします。そういった実態に着目するならば、もっと実質的に幅広い教養と学問をやる方向を大学関係者とも協議しながら、あるいはまた先ほど申しましたような実践的な研修プログラムを利用しながら、実質的にそれを実現していく方向を考えていくのが本筋ではなからうか、試験科目に入れるか入れないかの問題ではないかと考えます。

第二に、もう一点だけ申し上げさせていただきます。現在、受験回数三回以内の受験生については合格優遇枠をつくっております。この制度によって、長期間受験で滞留していた人たちの緊急避難的に合格させる、あるいは若い層の合格者をふやしていくということが図られたわけでありまして、これについては、もともと試験の平等性に反するというところで日弁連はこれに

対する批判を持っておりましたけれども、今回の三者協議の合意の中で、そういった廃止すべきだという提案も含めて、三者で平成十三年度の試験のあり方について結論が得られるように協議することを合意いたしました。

いずれにしても、今回の両法の改正につきましては、それ自体の意味はもろろのことではありますけれども、その背景として、あるいはその野の問題として、二十一世紀の司法制度のあり方にかかわる大きな問題と関係しているという認識を私どもは持つております。この決着については、私たちは弁護士会の中に強力な反対意見を抱えながら、しかしながら、時代の転換期に弁護士会のとるべき方向を虚心に考えて、そしてまた法曹三者の間の基本的な信頼関係を踏まえた現実的な、そして将来を展望した決断をしたのであります。

要は、これからの我が国が、司法による正義の行き渡る道徳的な国家として国際的な信頼を得る必要があるということ、これは法曹三者にとっても共通の問題意識であり、また立法府におかれども、司法権の独立は尊重されつつも、国民がより身近に利用でき、国民の基本的な人権が確実に守られるような司法をつくるために、その基盤整備その他に一層の御配慮を賜りたいということをお願い申し上げて、私の意見陳述を終わりたいと思ひます。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○清水嘉子君 自由民主党の清水嘉子と申します。

きょうは、四人の先生方から大変示唆に富むお話を伺いましてありがとうございます。限られた時間でございますので、大変恐縮ですが、四人の先生に質問させていただいてお答えいただきたいと思ひます。

しかもお金もかかるということがあって、余り国民が、本当に必要な人が利用していないんじゃないかという批判がございします。

そこで今度の改正が出てきたわけでございますけれども、先ほど来お話を伺っております、現在の七百五十名を八百名あるいは千名にするというところまでで終わりにしてしまひまして、実はその後にはまだ千五百というところがあるに比べますとまだ全然、裁判官も検事も、それから弁護士においてはもうまき足らないという、それが本当に足りていないのか足りないのかということはあると思ひますけれども、やはり先進国に比べれば日本は随分数としては足りないという気がいたします。そこでこういった問題が出てくるわけでございますので、その中で、この研修の問題とか期間の問題とかそれから試験の問題、科目の問題も出てきているんじゃないかというふうに思ひます。

特に、青山先生、上野先生、堀野先生には、もっとふえたときにどうして養成するのだろうか。つまり千五百、二千、二千は言いませんけれども、それ以上になったときにどうなるんだろうかと。つまり研修期間を二年でなくやだめ、一年半でなくやだめというふうには、もうちょっと工夫がないだろうかという気がいたしておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、さっき佐木先生から傍聴席から見たということで大変示唆に富むお話を伺いました。私たちが裁判を迅速に、公正に、そして適正な方々によって行つていただきたいという希望を持つていくわけでございますけれども、裁判を短くすること、佐木先生のお話ですと必ずしも人がふえれば短くなるという話ではどうもないかと思ひますので、その辺につきましてもお三人の先生方に何かアイデアがあったら教えていただきたいというふうに思つてお話をさせていただきます。

それから、特に青山先生には、さっき民法、刑

訴法、それが必須になって、また六科目の選択科目を入れても受験生に余り負担ではないんじゃないかというところをおっしゃいましたが、その理由というのは教えていただけたら大変ありがたいと思います。かつても民訴、刑訴両方が受験科目になっていて非常に負担が多いというので選択になった経過があると思いますけれども、今度はそれで大丈夫なのかどうかということが心配でございます。

佐木先生には、優秀な法曹人の育成というようなことについて、先ほど司法研修所のお話も出ましたけれども、本当に私たちは、人の問題を係争し、そして裁くというこの職種の方々に高い倫理性を求めたいと思いますけれども、なかなかこのごろはいろんな問題の方も出てくるようでございます。その辺につきましてもアイデアがございまして、優秀な法曹人の育成という問題について、研修生のことも含めて教えていただきたい。それから、先ほど法曹一元化の話も出ました。特に、裁判官の方々にこういった法曹一元化の問題というのは私は非常に重要なことではないかというふうに思いますので、その辺も含めてお教えいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○参考人(青山善充君) 先ほどは限られた時間で言いたいことをすべて言おうとしたしまして、かなり早口で用意してきた原稿をそのまま読み上げたような形になりました。結果的には舌足らずになった箇所が多々ございます。御質問いただきましたら、再度補充する機会を与えていただけたことを大変感謝申し上げます。

清水委員からいただきました私に対する質問は二点だというふうに理解しております。
第一点は、法曹人口を日本ではこれからもっと増加させなければいけない、その場合に修習はどうするかという御質問であらうかというふうに思います。第二点は、私が先ほど申しました七科目の司法試験科目を課した場合に、受験生の負担にならないというふうに申しました理由は何かと

いう御質問であらうかと思えます。その順序で答えさせていただきます。
私自身は、委員の今御指摘のとおり、日本の法曹人口は諸外国に比べてまして圧倒的に少ない、これはもう飛躍的に増大させなければいけないというふうな認識を持っております。そういう場合に、現在千人から、千人になるにもやっという状況になった、これをふやしていったらどうなるかというところでございます。

私は、改革協では司法試験の合格者を少なくとも二千名程度にしろということ強く主張した者の一人でございます。もちろん、二千名は現在の司法研修所の収容能力を超えております。私は、二千名にして第二司法研修所を関西につくれないことを前から主張しているものでございます。もちろん、そういう主張は財政的な能力からいってだめだ、非現実的だというのが言われて続けておりますが、私は日本の司法制度、活気のある正義に基づいた司法制度というものをつくるためにはその程度の国家財政の負担がぜひ必要だというふうに考えているものでございます。法曹人口をふやすためには合格者もふやし、収容のための教育機関も新しくつくべきだというふうに考えているものでございます。

それから、第二点でございますけれども、司法試験の受験者の負担という場合に、この負担というこの意味が二つあるように私は思います。一つは、将来法曹になるために必要な法についての高度な学識あるいはその応用能力を身につけるためには、法曹を志望しない者に比べて法曹を志望する者が五倍も六倍も勉強しなくちゃいけないという意味での負担があると思えます。私は、将来司法試験を受けて法曹になろうとする者は当然然るべき負担を引き受けるべきだというふうに判断し、基本的な人権を擁護し、正義を実現しようとする者は、そのための十分な学識と能力を習得するためにそのような負担を背負い込まなければいけないというふうに思っております。七科目程

度の司法試験科目を課したからといって特に問題とする必要はないというふうに考えております。ところが、負担というのはもう一つ別の意味がありまして、実はそのような学識や能力を既に習得しているのに、司法試験の合格者が余りにも制限されているために、合格者と不合格者の実力の差は現在ほんの紙一重でございまして、運よく合格するまでに何回も受験を重ね、合格者の年齢が高くなるという意味での負担でございまして、この第二の意味での負担は、これは私は本人にとつてばかりでなく社会的にも損失であるというふうに考え、その負担の軽減を図るべきであるというふうに考えているものでございます。

それでは、現在の合格者の高齢化という意味での受験者の負担はどうかということについて統計で申しますと、実は合格者の平均受験期間が一回半という意味でありまして、受験期間が一回半というのは平成元年でございまして、これはピーク時六・一二年でございまして、そのときの平均年齢は二八・九一歳でございまして、ところが、先ほど堀野参考人から御紹介のありました合格者の初年度の平成八年度は、合格者の平均受験期間が四・五二回に減少いたしました。平均年齢も二六・三三歳まで下がっております。二八・九一歳が二六・三三歳まで二年六カ月ぐらゐり若返りました。さらについ先ごろ発表された数字で申しますと、平成九年度は合格者の平均受験期間は四・四二年、四・四二回と言ってもいいんですが、になりました。平均年齢はさらに下がりました。二六・二六歳でございまして、この合格者の平均年齢が二六・二六歳というのは、これは五十歳の人も六十歳の人も司法試験を受けているわけですから、その中で合格者の平均年齢が二六・二六歳というのはかなり改善されているというふうに見るべきだろうと思えます。しかもこの数字は、平成十年、ことしの試験ではさらに合格者が八百人にふえる、来年になると千人にふえるということになりますと、この合格までの受験期間は短縮化されますし、若年化はさ

らに進むことが期待されます。そういたしますと、私は受験者の負担の問題というのは、試験科目数の削減によってではなく、合格者数の拡大によって対処すべきであるというふうに考えております。以上でございます。
○委員長(武田節子君) 時間の関係で、簡潔にお願いいたします。
○参考人(上野寛子君) 法曹人口の増加のことについて言いますと、これは裁判官、検察官、とりわけ裁判官を飛躍的にふやさなければならぬ。ちよつと具体的に申し上げますと、後ほど堀野参考人からも報告があると思いますが、極めて裁判官のふえ方が少ない。これは国家予算を伴うわけですが、司法予算が戦後この間極めて少ないものとなっております。そういうことで、司法予算を増大し裁判官をふやさなければこれは究極的に司法の解決は得られない。

私は、弁護士との立場で一番悩んでおりますのは、先ほど依頼者の収入層を申し上げましたけれども、弁護士費用を十分に出し切れない依頼者が非常に多い。法律相談のほうは多いんだけれども、なかなか訴訟として権利実現まで行き切れない。そういう意味で、これは扶助制度の充実が絶対的に必要であるということをお願いしたいと思っております。

それから、現在修習生がふえている中で裁判官の採用が少な過ぎる。これは任官拒否といいますが、任官希望がないから裁判官に採用されないという状況の中で、統一、平等で学ぶというやり方が非常にゆがめられております。
先ほど合格者が若年化した話を青山参考人がおっしゃいましたけれども、現在とはとりわけ若い人、いわゆるエリートコースと言われる東京地裁新任者の任官時の平均年齢が二十五歳という形で、若くストリートで試験に受かってきた人だけが優秀な人であって裁判官に採用する、三十歳以上の人とか職歴のある人は採用しないという形で任官差別というものが行われております。

こういう事態を解決するためにも、裁判官の数をもっとふやすべきであると思います。

○参考人(佐木隆三君) 私は、裁判というのとはちろん言葉の争いでありまうけれども、日本語として、死語を含めて一番わかりにくい言葉を使っているのは法曹人だろうと思ふんですね。

ですから、優秀な法曹人というのは、大体が刑事裁判を受ける被告人というのは、いわゆる優秀な社会人じゃないから失敗するということですから、そういう人に、なぜ自分が今こうやって処罰を受けようとしているのかということ、例えばこれが性的な犯罪であるとするならば、にわかに劣情を催し、こつちへ来いと申し向け云々とか、そういうたぐいのことを言い聞かせて怪しなさい。これは、例えば最高裁が当事者にもわかる判決文を書きましよう、民事裁判の場合ですけれども、確かにそれは甲は何とかで乙は何とかでわからぬ。

最高裁大法廷判決で法廷メモが解禁になったときも、これは損害賠償請求訴訟でありまして、本件上告を棄却すると、たつたそれだけのことで、後で要旨みたいなのを配られたけれども勝つたのか負けたかわからないんですね。後になって、一時間ぐらいたつて、いやこれは実はメモが解禁されたんだとわかつたんです。

そういったことをぜひ司法研修所で、皆さん文章を書ける人ですから、それをわざわざ、私が聞いた若い司法修習生の話だと、例えば起訴状なら起訴状の起案をする、そうすると、こういう言葉を使つちやだめだ、こういうふうにしなさいと言つてコケむしたような言葉に直させられてがっかりしたというふうなことを聞いたことがありますが、けれども、本当に裁かれるのは市民、普通の人なんです、普通の言葉を使つていただく努力をしてもらいたいというふうに思います。

○参考人(堀野紀君) まず、法曹の数が少ないということにつきまして、弁護士会ではよくもうこれで目いっぱいだという意見もあるわけですから、でも、足りるか足りないかが議論されている本人

が足りていると言う資格は私はないだろうというふうな思つております。これは基本的には市民なり中小企業の社長さんたち、あるいは大企業の各法務部の人たち、それから消費者グループにしろ、とにかくあらゆるところであらゆる問題を抱えている方々から見て本場にアクセスできているのかどうかというところから考えるべき問題であつて、弁護士が自分で足りていないのはこれはおかしいだろうというふうに思つております。

したがつて、これからふえていく、またふやしていくべきだというのは私は必然であると思ひますし、そしてその数につきましては、今までふやしてこなかったんですから、例えば青山先生のおつしやつたようにいきなり二千人にふやすということになる、これは毒薬を注入するような感じになつてかえつておかしくなるんじゃないかという気もしないではございせん。したがつて、これについてはある程度科学的な予測を入れながらふやしていくということと私どもは対処していきたいというのがいいのではないかと。ただ、先ほど言ひましたように、私どもの側から、足りていますよ、あるいは多いですよというふうなことを言う資格はないというふうなことを考へております。

ふえた場合の修習をどうするかということにつきましては、私は個人的には青山先生の意見に賛成でございます。一極集中の東京型ではなくて、やはり少なくとも関西に一つ研修所を設けてそこで十分な修習を行うということ、私は現在のほかの分野における国家の金の使い方を考えていますと十分可能ではないかというふうなことを考へるわけでありまう。

それから、特に弁護士教育、民事弁護、刑事弁護を教える教官にしましても、東京以外の弁護士会からは一期について一人ないし二人、二人も行ったことはないんじゃないかと思ひますが、それぐらいで、今は東京近辺に固まつているわけでありまう。これは地方から教官を呼びますと旅費がかつて大変だ、こういうことになるわけですが、大阪あたりにはいっぱい優秀な先輩弁護士がおり

ます。そういった教官になれる方々の力を利用しない手はないというふうな考へている次第でありますし、裁判官、検察官も関西の方で長く勤務されている方もいらつしやるわけですから、そういう点からいへばあつたわすかの国家投資でそういうことは可能だろうというふうな考へております。

それから、裁判を早くするにはどうすればいいかという問題でありますけれども、やはり民事と刑事とではかなり質的な違いがあるのか、なというふうな思つております。

民事におきましては、ことしの一月一日から新しい民事訴訟法が施行されて、そしてこの新しい民事訴訟法は、論点を整理しながらできるだけ集中的に証拠調べをしよう、またそれに見合う証拠収集能力を当事者に与えようといったことを眼目にしているわけでありまうけれども、これが運用されてまだ三、四月月です。今はまだ裁判所も弁護士も戸惑いの段階だというふうな思つていま

す。

ただし、これは私たちが今一生懸命勉強しているところでありまう、少なくとも正義は三年たたなければ得られないということであれば、その正義の意味がないう考へ方がだんだんと我々の中に浸透してきつております。正義は早く実現しなやならないということ、これは新民法の施行を契機に私は意識なり状況は変わつていくのではないだろうかとこのうに考へておりますし、また弁護士増加はそれを助けることになるだろうというふうな思つております。

それから、実は裁判所としては刑事事件の部は暇だというふうな私に聞いておつたことがあるわけでありまうけれども、やはりオウムの事件など、あるいは特殊な事件の裁判が長くなつていくという問題については、国民から理解される裁判でなければならぬというふうな思ひます。ただ、現行制度で本場に被告人の防御を全うしようとするならば、弁護人のある程度の抵抗というのにはやはり正当なものとして社会的に認知されなやなら

ないということも一面の要求だと思ひます。

早ければいいというものではないし、したがつてこの問題は、先ほど佐木参考人がおつしやいましたように、例えば被疑者段階でどれだけの弁護が受けられるのかといったような弁護の量と質の問題にかかわつてくる大きな問題だし、それから刑事訴訟法の捜査の構造のあり方がこのままでのいかどうかということも含めて、もっと大局的な見地から議論すべきだろうと思ひます。

日弁連では、被疑者段階で国選弁護人をつける制度を実現させたいということ、今は自前でやつていける制度を何とか国費でやれるような制度に高めたというところで提案をしておりますけれども、そういうことも含めて、つまり弁護の体制、それから刑事捜査の構造の問題等も含めて大局的に考へていくべき問題ではないだろうかというふうな思つています。

○清水嘉子君 ありがとうございます。

○角田義一君 まず、青山先生にお尋ねいたします。

私は、法曹三者のいろいろな協議、先ほど堀野先生からお話がございまして、大変な御苦労をされて法曹三者で協議をされて今回の改正については一定の結論が出たということで、その御苦労に対しては敬意を表するわけですが、私も弁護士ですからその法曹三者の意向というものを尊重しなやいかぬ立場なんですよ、国会議員という立場になつてみますと、選択科目を全部廃止したということについては私は余り賛成できないんですよ。

自分のつたない経験で申し上げて恐縮ですが、私も、私は、当時選挙でしなされたけれども、民訴と刑訴を両方ともつてしまひました。法曹として必要なものなんだからやらなやいかぬということとつてしまひましたけれども、ただ、今でも非常に反省しておりますのは、大学の中で行政法とか国際私法というふうなことはもちろん勉強する機会があつたと思ふんですけれども勉強できなかった

た。将来労働弁護士になろうと思つたから労働法は一生懸命やりました、選択科目はとりませんでしたけれども。しかし、今のいろいろな状況を考えますと、試験の科目のあり方そのものは根本的に変えた方がいいんじゃないかと。

今は刑法、民法、憲法だけが短答式で、もちろん基礎科目ですから非常に大事だと思つていますが、それよりもやはり一定の法律家の素養としては行政法、そういう意味では範囲を縮めてもいいと思ひますけれども、あるいは国際私法あるいは刑事政策とか、そういう万般のことについてある程度の知識というものが将来どういう道に進もうとも直にすわけです。今までのようなプロが決めた試験制度、これで本当にいいのかな、もう一遍試験制度、試験科目そのものも見直す必要がありはしないかなという感じをこの機会に感じるようになったんですけれども、それが一つ。

それから、これは選択科目がないということになると、大学教育で司法試験をとることだけにきゅうきゅうとして、そういう科目がますますネグられるんじゃないかなということをお自身も非常に恐れるんですが、その辺、もしそうなた場合、今度は仮に合格をした修習生にどういうふうにしてその素養を植えていくかという問題も大きいと思つてですね。

この法案は通ると思つてますよ、恐らく全会一致で。通ると思つてますが、通ればいいというもののじゃないと思つてですね。非常に本質的な問題がたぐさに残されていると思つてすけれども、まず、その辺ちよつと、青山先生に大学で生徒を教えている立場からお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(青山善充君) ただいまの角田委員の御質問は、むしろ私が言いたいことを半分言つていただいたという感じがいたします。

見直す必要があるのではないかとこのように思つております。例えば、独禁法とか消費者保護法とか無体財産、知的所有権法とか、時代の趨勢に応じて必要な科目というのはたくさん出てきております。これらを含めてどういうものを選択科目にした方がいいのか、もつと選択科目の範囲を私はふやした方がいいかというふうに思つております。そういうことも含めて制度の抜本的な改革を図るべきではないかというふうに思つております。

それからさらに、試験方法についても、論文式試験をやつたら必ず口述試験をやらなければいけないというものではないかと思つてすね。論文式試験だけでもいいかもしれない。そういうようなことも含めて広く勉強する、そういう試験制度のあり方というのを考え直すべきではないかというふうに思つております。

それからもう一つ、先に今言われてしまひましたけれども、私は、けさ出てくるときに大学の同僚から、蟻郎のおのだよ、もう衆議院も通つたし参議院も多分通る、セレモニーだけだということをお言われました。私は、決してそんなことはない、参議院は良識の府と言われているんじゃないか、衆議院と同じことをたど追隨するだけだつたら参議院の独自性というものはどこにあるかということでお内心反発して参つたわけですが、いすれにいたしましても、大学法学部の現状といたしまして、司法試験法が改正されようと思つていふと、私も、私ども大学法学部の教育を預かる者としては、将来法曹になる者あるいは法曹になる人で民間企業や官庁に進む者も含めて法学教育については万全の努力を今後とも続けたい。そして今度、特に司法試験法が改正されれば、新たな法学教育との連携を含めて大学教育のあり方をこの秋ごろをめどにして考え直す必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○角田義一君 先生、これは憲法上の平等の問題とも絡むと思つてますが、大学から司法試験を受ける者については、例えば科目は現状こうだとし

ても、大学で必ず履修をしないか、例えば労働法、行政法、幾つか。社会から司法試験を受ける人は私は構わないと思つたけれども、大学から受ける者は少なくともこれだけの科目は大学で履修しなさいか。司法試験の科目は例えばこれとこれだけだけれども、履修証明を持ってこなかつたら受験資格ないよというの、これは憲法上非常に難しいです。

上野先生や堀野先生にも聞きたいと思つたけれども、そういう制度をつくつたらえらい大問題になりますか。お三人の先生に聞きたいんです。そういう発想はおかしいですか。

○参考人(堀野紀君) 履修を義務づけるわけですね。

○角田義一君 そうです。

○参考人(堀野紀君) その点では決しておかしくないと思ひます。

ただ、憲法論が出てくる可能性があるというのは、やっぱり大学間格差という問題があるのではないだろうかというふうに思ひます。その辺が私どもは、先ほどこれは試験の科目だけの問題じゃないというふうに私が申し上げたのは、ちよつと口幅つたい言い方で申し上げたのは、大学の方でも魅力ある講義をすればこういつた科目というのはいくらでも履修するんじゃないだろうかという変な期待を私は持っているんです。その点を抜きにして、司法試験科目に入れば勉強してくるだろうというのはちよつと試験に頼り過ぎかなという印象を持つんですが、これは私の個人的な感想でございます。

○参考人(青山善充君) 大学の特定の科目を履修することを司法試験の受験の要件にするということとはどうかという御質問につきまして、統計数字を申し上げますと、平成九年度の司法試験の受験者は二万三千五百九十二名おりますが、そのうち法学部を出ている者はどのくらいかといふと八二・四％でございます。それから合格者レベルで申しますと、合格者七百四十六名でございますけれども、そのうちの八八・九％が法学部出身者で

ございます。こういう現状から見ますと、大学の法学部で特定の科目を履修してこい、それを受験要件にするということとはやはりかなり問題ではないかというふうに思つております。

現在の司法試験制度は、法学部を出なくても、例えば経済学部を出ても医学部を出てもいいです。あるいは大学を出なくてもできるという非常に開かれた国家試験制度ということになっておりますので、私は、そういう制度は考えられる一つではあると思ひますが、かなり難しい問題ではないかというふうに思つております。

それからもう一つ、司法試験の受験科目にしようと思ひます。今、大学の法学部に聞かれていた問題は、私は現場の教師としてひしひしと感じますのは、大学における講義をもつと魅力のあるものにして学生を教室に呼び戻すべきだ、そのために教師は努力しなくちゃいけない。もちろん、この前提には学生が勉強しな過ぎるということがありまして、これは幾ら強調しても強調し過ぎることはいくらでもいふけれども、それと同時に、大学の方も例えばカリキュラムを工夫する、授業方法を工夫する、教材を工夫する、いろいろの工夫があり得るだろうと思ひます。そういうものをセツトにしてこれから考えていかなければいけないというふうに思ひます。

それから、選択科目の廃止に反対するのは司法試験科目にするかしないかということに余りにも比重を置き過ぎているという御意見がございますけれども、私は、民訴や刑訴は履修しなければいけないということで司法試験科目にしているわけですから、選択科目もそれと同じ論理が働くのでありまして、選択科目も司法試験科目にすることによって学生が勉強する原動力になるということは間違いない、そういうことを申し上げている次第でございます。

以上でございます。

○角田義一君 ちよつと誤解があるといけないと思ふんですけれども、私は、医学部だとか経済学部から司法試験を受けて入ってくる人は非常にユニークな人がいて大いに結構なんです、そういう人がいっぱい入ってきていただくことはいいいと思つてゐるんです。

ただ、法学部から来る人が八五%ぐらいあるとすれば、少なくとも法学部を出た人はそれだけのものを在学中履修してこなければ司法試験を受けさせないよというの憲法上いろいろ問題が出てくるのかなど。僕が言っているのはそういう問題なんでございます。どうですか、青山先生。

○参考人(青山善光君) おつしやるとおり、憲法上の問題が出てくるというふうには思ひます。

○角田義一君 それでも出てくると。

○参考人(青山善光君) はい。

○角田義一君 そうですか。それから、上野先生と堀野先生にお尋ねするんですが、お二人とも経歴書を拝見すると私と同じぐらいの御年配なのですから、私は今ちよつと現場を離れておりますから若い法曹と会う機会はいくら一杯飲みながら話をするときの一般的な風潮として、非常に金銭感覚に鋭い面はありますな。例えば弁護士事務所に入る報酬とかそういうのには非常に鋭いものを持っていて、我々とちよつと違ふとは思ふんですけれども、やや私は年をとつたかなと思つて寂しいような氣もするんです、はつきり申し上げて。

やっぱ法曹というのはただ金だけじゃないんじゃないかな。人権を擁護するとか社会正義を実現するとかというのは、お金を超えた一つの大きな使命感を持って立ち向かつていかないと、裁判官や検事は権力を使うわけじゃないけれども、弁護士はある程度権力に対抗するわけじゃないけれども、そういう権力というのについて意識なり認識なり心構えなり、こういうものは、法技術も大事だけれども、それ以前の問題として、法

曹として一番肝心なことじゃないかなと私は思つてゐるんです。

その辺のことは、先生方、今の若い法曹をつくつてこれだてどんな気持ち、どんなお考えでおりますか。その辺が私は一番気になるところなんですけれども、御両人からちよつとお聞きしたいんです、その辺の感想なり。

○参考人(上野登子君) 私は、受験生も含めて、受験に受かった若い法曹と基本ともに仕事をすることが多いんですが、基本的には、角田委員がおつしやつたように、人権感覚を持って、今のままではいかぬぞ、何かを解決したい、そういう感覚を持って受ける人がまだまだ多いという印象を受けております。ただ問題は、ちよつと現在の研修所教育の中でそういうものを育てる方向が必ずしも十分ではない。

それで、一番の問題は、私先ほど申し上げましたように、裁判官志望者をセレクトしていく場合、一時期はそれこそ思想的な差別ということに余り活動歴のある者は採らないとか、年齢三十歳以上は採らないとか、それから成績がよくないやだめとか、その線を引き基準が問題になると思ふんですけれども、そういう形で、法曹の中の優秀な基準としてすぐれた者が裁判官になる、そのすぐれた基準というものが、そうでなきゃならぬという形の傾向がある。これは極めてよろしくない。それから、修習生活の中で本当に自由がなくなつていく。そういう中で、人権感覚とか、それこそ権力に対する批判、ちよつと言葉はきつくなりましますけれども、やはり司法はそうであらうと思ふんです。適正な行使というのには批判がなきゃならぬ。そういう気持ちというものが失われていきがちであるということは大変好ましくないと思つております。

それから、今回の若年化ということがあります。やはり丙案の方が優位だというその中で、学生生活の中で非常に受験だけに限っていく、本来もつと幅広くいろいろ法律が果たしている役割等も学

びつついくべきであらうに、受験科目だけの勉強に限られていくという傾向は、若者の責任というよりも、むしろ制度の運用をする側が好ましくないものを持ち込んではいなからうか。それは改めるべきだろうと思つております。

○参考人(堀野紀君) 具体的な話といひますが、具体的な経験をお話したいんですけれども、実はことしの一月末でしたが、私は東京弁護士会の会長をやつておりました、そのときに、今回の三者協議の合意に基づいてというんではないんですけれども、司法試験に合格して入所する前の人たち、入所予定者の人たちに、各大学から名簿をいただきまして、あるいは大学で掲示をしていただきたところもございしますけれども、できる限り連絡先を把握した上で、弁護士会で入所前の企画を持ちたいというところまで通知をしたわけでありまして、七百五十人の入所予定者のうちの二百人が参加してくれました。

この中で、まずオーソドックスには民事弁護と刑事弁護の修習を行うに当たつてという心構え的な議論もやつたわけですが、実はそのときに、多磨全生園にいらつしやる方で、実名を出しながらいふ予防法の持つてゐる問題を指摘し続けて運動をやつてきた方がおられるわけですから、その方が、これは余談になりますが、それども、その方に対して東京弁護士会がことしの正月、東弁人権賞ということで表彰申し上げたわけですが、これも、その方の話が非常に感動的だったということ、ぜひ若い人たちに、司法試験に合格した人たちに聞いてもらいたいということ、わすか三十分ぐらいだったんですけれども、みずから生い立ち、罹病してつた経過、そしてふるさとから捨てられてつた状況、それからいふという病氣、ハンセン氏病というのが、非常に感染力が弱く、しかも特効薬もできてゐる今日でさえ、つい最近まで取り締まり立法だった、隔離立法だったといふことに対するみずからの命をかけた闘い

といひますか、この話を三十分ばかり若い合格者たちにされたわけでは。

そうすると、そのアンケートが百七、八十通返つてきました。そのアンケートの自由記載欄を見ますと、ほとんどすべての人が非常な感動を記しているわけですね。我々はこんな話を聞いたことがない、こういう経験をすることもない。なぜ私たちが司法試験を受けたのかということが今わかつた氣がするといふたようなことを書いてくる人たちが大変多かった。ほとんど全部の人が書きました。

これを見まして、私も逆になつてびっくりしたわけなんです。彼らもびっくりしたけれども、私もびっくりしたんです。最近の人たちは計算高い人だ、あるいは今の教育の実情からいつてもっと荒廃した人たちにやないかといふたような偏見を持つていましたけれども、実にナイーブなそういう受けとめ方で、今後の自分の生き方も含めて考えてみたいといふたような感想がほとんど寄せられる、こういった側面を持つてゐることも事実であります。

と同時に、弁護士事務所の見学等にその方たちが見えまして、一体給料は幾らもらえるんだ、五時以降はどうなんだ、土日は休みがあるのかといふたような質問も出てくるといふたようなところ、おつしやつたように勘定高いところがあります。そういった非常に白紙のナイーブな受けとめ方をすると、それから勘定高い面とが奇妙に同居しているのが今の人たちにやないかといふふうに思つてゐます。

だからこそ研修というのを、司法研修所だけにみるんじやなくて、そういった事前とかあるいは事後も通じて一貫した我々の接触が必要なんじやないかといふことをきようは申し上げたかつたわけでありま。

○角田義一君 終わります。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。早速質問させていただきます。

まず最初に、上野参考人にお尋ねいたします。この修習期間につきましては、最高裁の方は当

初一年を主張し、それから弁護士会は二年、それから法務省が、間をとってというわけではないので、一年六月なんですね。

それで、結局この期間のとりえ方を考えますと、司法修習制度というものとええ方がそもそも、裁判所あるいは法務省も含むんでしようか、それから弁護士会、このところ違つていゝるんだなと思うわけですね。

それで、會議録に残すという意味からも、上野参考人が日弁連新聞平成九年十月一日付に書かれております文章をちよつと引用させていただきます。上野参考人は、「現行司法修習制度の最も優れた特質は」として、

「いは裁判官の席から見ますとよい弁護士とかよい検事とかいろいろわかるでしようから、そういう姿を見ることは自分の将来にとって役に立つだろう。そういう意味で、上野参考人と全く同じ考え方なんです。」

ところが、この修習期間をめぐつては、極端な一年を主張している最高裁は、そういうことは必要ない、むしろ後から訓練すればいいんだというふうに出てくるわけですね。そうしますと、これほど立場の違う法曹三者が一緒になって合意に達することができるといふかという素朴な疑問が起るわけなんです。合意に達しにくいから、こういう場合に大抵出てくるのは折衷案で、一年六月かもしませんけれども。

実務修習によって、弁護士になる者は、裁判所・検察庁の実態を知り、将来裁判官・検察官と対等な立場で国民・市民の人権擁護に力を発揮できる能力を身に付け、他方裁判官・検察官になる者は、民衆の訴えや社会の実情に親しく触れ、人権感覚を涵養することに資するのです。

このように書かれてございまして、実は私も司法実務修習の目的はここにあるんだらうと思つておりました。

私は弁護士になるつもりでしたから、実務修習の中ではむしろ検察修習とそれから裁判修習に力を入れようというふうに思つたわけですね。要するに、敵の手のうちを知ると言つたら変なんですけれども、後から経験できないことを今経験しておくこと。

例えば検察庁では、警察の方からどんな書類が来るのかと。将来の法廷に出ないようなたぐいの書類もあると思ひますし、あるいは取り調べというのとはどういふ雰囲気の中でなされるのかと。これを知ることが、将来自分が担当するであろう被告人側がどういふ状況で自供したかということと推測することにもなると思ひます。

それから、例えば裁判所修習では、どのように裁判官というものは心証をとるものかとか、ある

いは裁判官の席から見ますとよい弁護士とかよい検事とかいろいろわかるでしようから、そういう姿を見ることは自分の将来にとって役に立つだろう。そういう意味で、上野参考人と全く同じ考え方なんです。」

ところが、この修習期間をめぐつては、極端な一年を主張している最高裁は、そういうことは必要ない、むしろ後から訓練すればいいんだというふうに出てくるわけですね。そうしますと、これほど立場の違う法曹三者が一緒になって合意に達することができるといふかという素朴な疑問が起るわけなんです。合意に達しにくいから、こういう場合に大抵出てくるのは折衷案で、一年六月かもしませんけれども。

だから、まず法曹三者の間で、この司法修習制度のあり方といふことを、何を目的とするものか、この点が明確にならないと、これから議論というものがやつても無意味なものではないかと思つて、すが、いかがお考えでしようか。

○参考人(上野登子君) 大変難しい質問でございしますが、実は私、裁判官とか検察官個人の方にお尋ねしますと、裁判官も今の修習制度は非常によろしいし、自分は短縮に反対である。なぜならば、やはり弁護士の質も高くなつてほしいし、それから弁護士の地位が高ければ、例へて言へば裁判所の中で正義が守られないときは自分がいつても弁護士になつて大いにやるぞといふことをおっしゃる方もおられるわけですね。そういう意味で、最高裁、法務省の方針として短縮という意見が出ておりますが、それが本当によろしいのかというその中身といふんです。それから現場の裁判官、検察官にとつてもそれは望むことなのかというところについては非常に疑問に思つております。

それから、やはりこれはよい裁判官、よい検察官は質の問題で、それから力のある弁護士、これは独立した立場で判断し得るといふ、そのところの強調が必要なのだろうと。そのところが抜きになりますと、技術教育ならばこれは任官後の教育でよからうということ、現に例へば新任検察官などが浦安の施設で九三カ月はともに同じかまの飯を食つて、それで後は今の修習の延長のようなことを一年間やっている。そういう形でやはり分離した修習の方がいいのだ、そういう方向に對して批判というか、国民的なレベルで統一が必要ないことを訴えていくべきだろうと思ひます。

○大森礼子君 今、極端な例を挙げた方がいいと思ひまして最高裁判所が主張した一年の場合を挙げたのですけれども、これで各々各々修習、例へば検察修習でも一カ月というふうになりますし、捜査と公判とをやつて十五日ずつになるし、休みもあるし、それからスリ摘発の見学とか、そんなものをしてたら本當に検察見學になつてしまふのじやないかと。裁判実務修習でも結局裁判傍聴にすぎなくなるのではないかとこの前質問したところでありました。

結局このところは、私思ふんですけれども、裁判所の裁判で、最初任官いたしますと判事補といふところからスタートいたしますけれども、もしこれが判事補という制度がなくなつて裁判所に入つたらいきなり単独で法廷を持たなくては行けないという制度であれば、きつと最高裁も一年でいいなんてことは言われないだらうと思つてわけです。最高裁の方は、後から判事補制度の中でじっくり養成すればいいんだというふうには考へるんだらうと思ひます。ただ、弁護士さんの方は本當にお金をもらつて仕事で、経営もかかつておりますから、依頼者が来ますとお金をもらつてわけですから、それに見合つた仕事をすぐにも法廷に行つては行けない、こういうことが要請されていゝると。中間になるのが検察官なんですけれども、やはり一応役所側とはいへば単独で事件処理する場合もございまして、いかげんなことではできないといふことで、何といふんでしようか、そういう意味では中間に立つのかという気がいたします。

どういふ司法修習制度がいいのかということ、は、どういふ法曹を望んでいゝるかということなん

ですが、そうしますと、法曹三者の協議といふのはとらえ方が違ふ。一応合意には達してはいますけれども、弁護士会の中にも非常に反対も多い。その中で思ふことは、国民のニーズとおっしゃるのですが、国民の意見、国民がどういふ法曹を望んでいゝるか、司法制度を望んでいゝるか、こういう観点で落ちていゝるのではないかなと思ひます。

この点について、上野先生それから堀野先生はいかにお考えでしようか。一言ずつでもお願いいたします。

○参考人(堀野紀君) 修習を終えてそれぞれの三者の資格を取得したところで、現在二年の修習科でもつて一人前の法律家かといふと、私は必ずしも国民から見るとは言えないだらうというふうに思ひます。

とにかくいづれにしても、三者との職についてやはりそこではオン・ザ・ジョブ・トレーニングは現在でも必要なんです。裁判所もやる必要があるでしようし、弁護士も普通はいそいそという形で教育を受けていますし、あるいはそれは共同で切磋琢磨するといふやり方もあるかと思ひますけれども、基本的にはその仕事についた後、初歩を教へてもらわなければならぬといふところでは同じだらうと思ひます。

だからその点において、二年が一年半になつたら全然変わつちゃうといふふうには私は思ひませんですけれども、しかしながらできる限り完成された形で送り出したいなといふふうには思つて、したがつてさつき私はやはり二年の方がいいということを言つたわけでありまして、ただ、相対的な問題でありまして、二年だつたら一人前の法曹であつて一年半だと半人前だといふ理屈にはならぬだらうというふうには思つていゝます。

それからもう一つ、一歩突っ込んで言ひますと、私は判事補制度というのは戦後の司法改革の中では奇形だつたんじゃないだらうかといふふうには考へていゝます。むしろあのとき問題にされた法曹一元といふものをやはりもう少し追求できなかったのかと。そして、五年間ぐらい弁護士を経験

した者から判事を選んでいく、あるいは十年という年限もあるかと思いますが、そういった制度がなぜあのかとつくれば、たんならうかというの、それは非常に残念でなりません。したがって、今後の法曹一元ということを先ほど申し上げたけれども、非常に道のりは難しい、その点についての裁判所、法務省と私どもの見解は大いにまだ違っていると思いますけれども、しかしやはりそういう奇形な判事補制度ではなくて、市民の気持ち、国民の気持ちのよくわかった裁判のできる判事をそういった形で法曹一元的な制度で選んでいくといったような制度へ徐々に移行することができないだろうかというふうな問題提起をしたい、こういうふうな思っているわけでございます。

○参考人(上野登子君) 国民のニーズということで、実はこの間、修習期間の短縮には反対ですというところで、各地の弁護士会それから法律家団体でリーフレット等をつくってまいたことがございます。その中身は、こんな裁判官は御免だということ、国民の気持ちから遠のく、結局分離して手元でだけ官僚的に育てていく、それではいかぬぞという意味でのリーフレットなのですが、それに対してみんな非常によくわかってもらえた。それから、裁判所の入り口などでも、法律家が粗製乱造されてはいけないということで、国民のための法曹養成ということ、これもリーフレットをまきました。これはNHKの「ひまわり」のテレビドラマを引用いたしまして、あの中で裁判官になっていく者も弁護士になっていく者も、実際の事件に触れながら、悩みながら自分の進路を決めていくと。

そういう制度としてこの養成制度があるわけです。そういう意味で、技術もさることながら、やはり基本的に、実際に触れながら、悩みながら進路を決めていく、そしてその後また継続、自分で力を磨いていくという、そこだろうと思います。判事補制度の問題でいいますと、やはり判事補として不十分ではあっても、それまできっちり教

育なされたならば、いわゆる上司というか、経験を積んだ合議体を構成している総括裁判官と対等に意見を述べ合っている、そういうことの意義は非常にあるわけで、あれは半人前である、半人前の者を上司のもとで教育するのだ、技術教育だということ、これは良心と法に従って判断していくべきその独立性を損なうものであつて、これは国民のニーズに反するといふふうに思います。

○大森礼子君 修習を終えたからといって一人前とはもちろん思っていないわけですが、実務を扱える能力ができていくかどうかという点で先ほど述べました。

それから、判事補制度そのものを批判しているわけではありませんが、もし判事補制度がなくて検察庁のように最初からいきなり検事が事件を担当する、弁護人のようにいきなり弁護士さんが裁判を担当するという状況であれば、最高裁の修習期間一年ということも出てこなかったのではないかと思います。そういう観点から質問いたします。

佐木参考人にお尋ねいたします。

質問の前にちょっと確認させていただきたいんですけれども、私の記憶では佐木参考人は昭和六十三年ころ、いろんな各地の裁判所の刑事裁判を傍聴されて、それを週刊誌の方に書かれて連載されていたと記憶しているんですけれども、私の記憶は正しいでしょうか。

○参考人(佐木隆三君) 最高裁大法廷の判決の後、一年十カ月ぐらい全国の裁判所を回りました。○大森礼子君 そうすると六十二年、平成元年になるでしょうか、岡山地方裁判所の記事が出ていたと思います。これはたしか常習賭博ではなかったかと思うんですけれども、そのときの公判立会検事が女性だったことを覚えておいて、どうでしょうか。実はそれが私だったわけでございます。後から記事を見てわかったんですけれども。

その中で佐木参考人が御指摘になつていたことは、これは認めていた事件でありまして、当時要

旨の告知というのは弁護人の同意があれば省略するという形で運営されておりました。この点を指摘されて、要するに傍聴して、要旨の告知、つまりどういう証拠が出されているか、この証拠の要旨を告知する手続があるわけですが、これが、これがなければ全然背景がわからなかった、こういうことを書かれました。

その後どうなったかといいますと、するようになりまして、やはり要旨の告知をしようということ。当初、弁護士さんはいやいやもう結構ですと言う方も多かったんですけれども、やがてそれが定着した。私、元検事をしていたんですけれども、その後、ほかの検察庁に行きまして、刑事法廷の方ではそういう要旨の告知がなされておりました。

先ほど法廷メモのこととかいろいろおっしゃって、本当に司法制度はおかしいこととかいっぱいあると思うんです。私も受験生時代、刑事裁判を傍聴に行きまして、裁判官の声が本場に聞き取れないような小さな声で、随分親切だなと頭にきたことがありましたけれども、普通の人、普通の人間というのは変なんですけれども、国民一般から見てもやっぱりおかしいということを書いていく。それで声を上げていたんだけどそれが案外すぐ変わってしまった、そうだったなということ、法曹関係者も気がついて変わるということがあると思います。そういう意味でどんどん御意見をいただきたいというふうに思います。

それで、法曹三者の合意ということ、こうなつたわけですが、本当に私は国民一般から見てもどう映るかというのが気になるわけです。刑事裁判に限定されるかわかりませんが、佐木参考人がいろいろ法廷をのぞき込んで、どうも検事の質問にしても弁護士の質問にしても裁判官の質問にしても、何であんなにかつたことを聞いて、いるんだろとか、どうも我々と感覚が違うなとか、こういうことがございしたら率直に教えていただきたいと思います。そういうことも私は司法修習の中にどんどん取り入れていくべきではないかなと

思いますので、あと時間が許す限りお気づきになった点を教えていただきたいと思います。

○参考人(佐木隆三君) どうも岡山地裁ではありがとうございました。

私は、刑事裁判の場合ですけれども、裁判はやはり教育の場であつてほしいと思うんですね。もしその被告人が有罪を認めているならば、どうしてこういうことになつて、これからこの人はどういうふうな生きていけばいいだろうかということ、法廷の場ではやはり可能な限り努力してわからせてあげてほしい。それで、これだけの法律に反することをしたんだから、これだけの期間、矯正機関に送つて、刑務所に送つて、ないしは執行猶予つけようとか、いろいろあろうかと思うんですけれども、やはり矯正機関に送ればそれでいいというもの、やなしに、裁判の場でこそ被告人に物を考えさせてやってほしい。

先ほど申し上げた要旨の告知というのは、例えば被害者の被害に遭つた事情であるとか、そのためにどれだけの家族が苦しんだとか、経済的に苦しんだとか、あるいは被告人の家族の供述調書だつたわけですし、そういったものを可能な限り法廷で読み上げていただきたい。全文朗読は無理にしても、要旨を告知していただきたいというの、もちろん傍聴人として知りたいということ、本音ももしも聞かせたくなくて聞かせてやっぱり被告人が聞きたくなくて聞かせてやっぱり、あなたの違法行為によつてどれだけの人が傷つて、ないしは被害者が一人であつてもどんな悪いことをしたんだということを。

残念ながら、被告人にとっての関心事は主文だけという感じがするんです。何年の刑になるんだろという。そう思つて、あとは何か通過儀礼みたいな形でじつと被告席で我慢している。これが残念に思えるときがありますので、そういったことを裁判官も検察官も弁護人も被告人にわからせてやってほしいということを素直に傍聴席で考えております。

○大森礼子君 もう一問だけ質問させていただきます

ます。
青山参考人にお尋ねしたいんですけれども、選択科目が廃止されたことについては、先ほどの御意見は十分理解できます。

そこで、二回試験ですけれども、ここに法律選択を二科目入れる、つまり司法試験のときでなく、せめて二回試験のときに法律選択一科目を課するというところで多少その弊害がなくなるのではないかと申すんですが、いかがでしょうか、時間なくして申しわけありませんけれども。

○参考人(青山善光君) 現在二年の司法修習期間を一年半に短縮いたしますと、その間の司法修習の密度というのは今よりずっと深くなる。その中で二回試験に法律選択科目みたいなものをつけ加えることができるかどうかということについては、私は十分検討しておりますが、かなり問題ではないだろうかということを思っております。感想程度で申しわけございません。

○大森礼子君 終わります。

○委員長(武田節子君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(武田節子君) 速記を起してください。
○橋本敦君 きょうは、参考人の皆さん、本当にありがとうございました。

最初に青山先生に、二点お尋ねさせていただきたいと思いますが、最近の司法試験の現状を見ますと、大学でまじめに法律の勉強をやっていただけではなかなか通らない、いわば司法試験受験のための専門的な予備校、そういうところへ行かなければほとんど合格できないという現状が実際あるように伺っております。これは改善する必要があるんじゃないだろうか。

しかし、大学の法学教育の目的と専門的な法曹になる資格を取ることとはまたそれなりの違いがありますから、一定の差はあることはありますけれども、今の司法試験の受験体制はある意味ではちょっと異常になって、それが大学の法学教育をゆがめている面がないだろうか。逆にまた、大学の法学教育が将来法曹になるという希望を

持っている人にそれなりにしつかりしたグルントを与えようということでもう機能するために、司法試験を受験される人たちの出題の傾向についてもっと基本的な考え方で整理をする必要があるんじゃないだろうか、いろんな面で私は改善の必要があるように感じておるんですが、その点について先生の御意見はいかがでございますか。

○参考人(青山善光君) ただいまの橋本委員の御質問は、大学関係者にとりまして大変痛いところをついてまいられたという感じがいたします。
ある調査によりますと、現在の司法試験の合格者の中で予備校に通って受けたという者が八〇％に達しているというような調査もございます。これはどこに原因があるかということをかねて私どもも考えておりますが、一つには大学の法学教育にも問題があると思はなければならぬ、それ以前に、小学校あるいは幼稚園からダブルスクールというところで受験予備校に通い続けていた学生たちが、とうとう大学にまで入って、大学でもやはり予備校に通っているということがあろうかというふうに思います。しかし、だから問題が解決するわけではもちろんございません。

そこで、私もそれはどうしたらいいのかわからないことなんですけれども、大変難しい状況に置かれております。といいますのは、大学法学部は先ほども申しましたように法曹になる者だけを教育する場ではございません。法曹になる者は、例えば東大法学部で申しますと一学年六百九十名ぐらゐが受け入れ人数でございまして、毎年東大法学部の現役あるいは卒業生も含めて百六、七十名が司法試験に合格し、そのうちで百三、四十名が司法研修所に入っていくというのが現状であらうかと思ひます。そういういたしますと、それは全体から見ますと四分の一あるいは三分の一程度の者でございまして、もしそういう者だけを対象にして勉強をさせてよければ、私どもは予備校などがなくなってしまうくらい幾らでも教育ができると思ひます。しかし、私も、やはりそうではなくて、法律だけではなくて、もう少し経済も政

治も勉強した学生を社会に送り出すということが私ども法学部に課せられている使命だと思ひますので、今大変難しい現状に遭遇しているわけであります。

一つは、司法試験の問題の出し方にさらに工夫をしていただきたいというふうに思っております。受験のテクニックを取れば取得するほど受かりやすい試験問題の作成ということについては、私は改善の余地があるのではないかと申すように考えております。

長くなりますので、とりあえずここまでにさせていただきます。

○橋本敦君 ありがとうございます。
次の問題として、先生の御意見として選択科目の問題がございました。

私も、自分自身の経験で、選択科目をもって受験をした一人なんですけれども、基本的には今度の改正での内容として必須科目になったのは、これは将来専門的法曹になる上では私は当然の科目だろう、と思うんです。

それで、選択科目として、将来自分が法曹として特に専門的に追求したい、行政法とか労働法とか国際私法とか、そういう面については、これは司法修習の期間が長ければそこで特別の科目を入れてということも可能ですが、先ほどおっしゃったように一年半に短縮されるとそれ自体は大変難しくなってくる。そうすると、自分で在学中時代に意欲的に単位を取っておくか、それとも自分で自習の努力をして勉強していくかというのとしかないわけですね。

この点について、先生の御意見としては、選択科目は今の必修科目にプラスして入れても司法試験を受ける受験生に大した負担にならないという観点から御意見があったように思ふんですが、単なる負担の問題じゃなくて、将来専門的法曹になるようにするために勉強する機会をどこで与えるかということを考えてみると、これは負担だけの問題じゃなくて、考えねばならぬ問題かなという気もするんですけれども、何か御意見があればお聞か

せ願いたいと思ひます。
○参考人(青山善光君) 橋本委員のただいまの御意見は、私も全く同感でございます。

負担の問題だけではなくて、将来法曹としてますます多様化する社会に対応するには、一科目でも二科目でも必死に勉強したというのが、千人のうち百人は自分は労働法を勉強したと勉強したとか、行政法を勉強したとか、そういうバックグラウンドが違ふ人間が研修所に入ってきて切磋琢磨することによって日本の法曹全体が豊かになるというふうには私は考えておりますので、単に負担の問題だけではなくて、法曹の将来を考えた場合にはぜひ選択科目を残していただきたいというふうに思っているわけでございます。

以上です。
○橋本敦君 そういった点は、これは法務省あるいは最高裁に司法研修所の教育内容の問題としても問題提起していきたいと思ひ思っております。

次に、堀野先生にお伺いしたいんですが、今回の問題で日弁連としては会内の意見がいろいろあつて大変な御苦勞をなさったことは私もよく承知をいたしております。

基本的には、統一修習の理念を守るといふ点ではもう日弁連では意見の相違がないわけですね。その統一修習を守るといふことについて、この一年半に短縮したということが統一修習の理念を壊していく一つの入り口ではないのか。そして、オン・ザ・ジョブ・トレーニングに早く入っていくというところで、結局分離修習に道を開く第一歩になりはしないか。こういう心配の意見が大部分あったように伺うんです。それに対しての先生の御意見はいかがですか。

○参考人(堀野紀君) 法曹三者で議論する場合、確かに論議の成り行きによつては先生がおっしゃるような一年半が一年の入りの口であつたというふうな結果になる場合もあるかと思ひます。
私どもは、今回一年半というのはぎりぎりのところだという判断をしたとさつき申し上げたんで

すけれども、とにかく実務修習で一つの分野で三
カ月というのが今回の結果です。以前は四カ月
だったんですけれども三カ月と。つまり、一つの
事件をそこで追っていくためには、二カ月や一カ
月じゃとてもじゃないけれども追えない。そうす
ると、全部見学的な修習になっちゃう。そばか
ら見て修習。そうじゃなくて、例えば刑事事
件、国選事件一つやるにしても、事件を受けて判
決までということになるとどうしても三カ月は必
要だ。また三カ月あれば、そこで事件の選択に
よってそれは一つの事件を最後まで追いかける
ことができる。民事でいえば、弁論期日に出て、そ
の後の証拠調べに出られるといったようなこと
等、ある一つの事柄を実務で本当に習得するには
三カ月が最低限度だということ、私どもは一年
六カ月ならば何とか協力しようという約束は
いたしました。

しかし、私も日弁連の臨時総会で答弁したん
ですけれども、それ以下への統一修習の短縮は少
なくとも現執行部においてこれは絶対許せないこ
とだという答弁をしております。したがって、私
どもは今後の対応として、人数がふえたからとい
て、それが一年にしようという問題につい
ては、私どもとしては現時点においては受け付け
るつもりはない、そういった覚悟でいるつもりで
す。

○橋本敦君 私もその点が気になりますので
から、法務委員会の審査で法務省、最高裁に、こ
の一年半というのは三者協議で合意されたもので
は将来ともきちっと守ってもらいたいということ
を指摘したんですが、法務省は三者合意の一年半
を守っていきますという明確な御答弁をなさるん
ですが、最高裁の方が将来とも一年半を守ります
と明確な答弁をしないんですよ。それじゃ、法
曹三者協議で今回の一年半は反対したんですか
と。いや反対はしませんで、合意しまし
た。そこまではいいんですよ。将来いろんな情
勢、状況によってどうなるかということについて
は今から言えないという意味の答弁があったもの

ですから、私はこの機会にこの問題をはっきりさ
せておきませんか、今でも上野先生のような御意
見もあることは十分私も知っておりますし、日弁
連が今おっしゃったようにぎりぎりの線で今回は
合意をしたので、二年が経過すると決して思っ
ていないという堀野先生のお話のとおり、これは
大事な問題ですから、今後ともしっかり守ってい
ただくという言葉を今いただきましたけれども、
日弁連としても頑張っていただいたいと思うん
です。

それで、もう一つお伺いしておきたいのは、法
曹一元ということの国民的立場での今後の実行の
一つのプロセスとして、日弁連が研修弁護士制度
を御提案になった。この御提案に対して、法務省
と最高裁がこれを今検討しようというのか、それ
とも全く検討するつもりはありませんという状況
なのか、ここの問題は今どういう会議状況に
なっておりますか。

○参考人(堀野紀君) ちよっと今手元に正確な記
録がないんですけれども、最高裁また法務省とも
なぜ弁護士としての経験を積まなければ裁判官あ
るいは検察官としての職務をとってはいけないとい
うことになるのか、その点についての合理的根
拠はないと考えるという御回答なんです。

ただ、私、基本的な理念はおわかりなんじやな
いだろうかとさっきちょっと申し上げたんですけ
れども、率直に言えば、検察官についてはちよっ
と別にして、若い裁判官に対しては世間知ら
ずだ、こういう批判があることは事実だと思いま
す、すべての若い判事補がそうだというわけでは
ございませんけれども、それで、和解の席とかそ
ういうところでの指揮ぶりなどが、本当に実情を
知らないんだ、あるいは人の心がわからないん
だなどといったような批判を受けることがよくあ
るわけですが、そういう批判は恐らく裁判所自身も
現実にはお気づきになっているんじゃないだろう
かというふうには私は推測しています。
だとするならば、そういうことを解決できる
道が幾つかあるかもしれない。例えば、裁判所だ

けのオン・ザ・ジョブ・トレーニングでそれをやる
のも一つだと思えます。そこへ弁護士を呼んで実
態を聞くとか、あるいはほかの社会人を呼んで話
を聞くとか、勉強する方法もあるかと思えます。
それから、今私どもが提案している研修弁護士と
いう形で、六カ月とか一年間弁護士事務所や弁護
士としての仕事をするというのも一つの方法か
もわからない。そういう意味では、私は、今後の話
し合いは絶対可能性がないというふうには言えな
い、むしろこれから委曲を尽くして協議をしてい
きたいというふうには考えている次第です。

○橋本敦君 その点は上野先生、将来の法曹一元
のあり方として、弁護士から裁判官は任用する
という制度も含めて、堀野先生も今おっしゃいま
した、日弁連全体で取り組んでいる課題は私も大
事だと思っておりますけれども、これを機会にそう
いった方向を運動として進めていくということに
ついて、先生の御意見はいかがでしょう。

○参考人(上野登子君) 第一点は、統一修習制度
が法曹一元の理念を目指してその入り口において
の第一歩ということで位置づけられております
で、この修習制度をきっちり強化しながらいか
ないと、修習制度はもう分離でもええわいと、し
かしそれにかわるものとして実現の見通しが立た
ないまま夢として描いてはとんでもなくなると思
っております。夢としてはなくて、実現へ向けて
弁護士会は取り組みたいというふうには思っており
ます。

その場合の法曹一元の中身なのですが、やはり
民の痛みがわかる裁判官。その民という場合に、
現在、法曹一元の中身の方向として、例えば企業
の代表とかも大いに採用すべきであらうという意
見も出ておるやに聞きますが、やはり弁護士会が
考えてまいりました法曹一元というのは、基本的
に弁護士として人権擁護、民の下立場から頑
張ってきた、そういう経験のある裁判官をという
方向で考えていかなければ、官僚裁判官制度を是
正していくものとしてはだめであらうというふう
に思っております。

○橋本敦君 そういう意味で、統一修習というこ
とが原則的に守られるということが基本だとい
うことは私も全く同感でございます。

時間がありますので、佐木先生にお伺いした
いと思っておりますが、日弁連も我々も国民のための
司法という観点で裁判を見直し改善するというこ
とに平素心がけておるんですが、国民の立場から
裁判というのを考えた場合に、いわゆる陪審制
度ですね、やっぱり国民が納得できる裁判を実現
する一つの方法として陪審制度という制度は検討
するに値するのではないかと私も思っております
が、今まで裁判をこらんなった御経験からい
かがお考えでしょうか。その点の御意見があれば
お聞かせください。

○参考人(佐木隆三君) 先ほどから御質問なさ
っているのを伺いながら陪審裁判のことを考えて
いたんですけれども、アメリカの場合などでは要
するに事実認定をするのがおおむね陪審員の仕事
だとされているように、確かに刑事裁判の場合、
とにかくもうどうしたら人間関係、例えば殺人
で言うならば肉親、親族の間の事件が昔から三分
の一を占めているとか言われておりました。そ
してまた有罪が無罪かということでも、有罪であ
ることは明らかであっても、ぶつ殺してやるぞと
叫んで刃物を向けたから殺意があったとして殺人
罪とするのか、あるいはそれはそうはいっても、ぶつ
殺すぞとこの人間はいつでも言っている、けんかを
すればそういう言葉と云々ののはよく出てくるもの
だと、だからそれをもって傷害致死と認定するの
かというの、これは司法の場で検察官も悩んでお
られるところだろうと思うんです、どっちで起
訴しようかと。

そういうものについては、例えば陪審員の場合、
合、アトランダムに住民票から選んでとかいうふ
うなやり方であるとするならば、町の人たちの方
が認定する感覚を持っているんじゃないか。言っ
てみれば、日本の社会の中で大変なエリートであ
るところの法曹の及ばない感覚を持っているのは
庶民であるということも言えると思うんです。

それが事実認定に役に立つこともあるかもしれないし、これはある意味で選択制ですから、陪審を希望する場合は陪審も希望できる、陪審は嫌だと言えは拒否できるわけですから、ぜひとも日本でも検討を、もう機は熟しているんじゃないかというふうなところから裁判を傍聴しながら思っています。

○橋本教君 ちょうど時間になりましたので、終わります。

ありがとうございます。

○参考人(堀野紀君) ちよっと一点だけ補足させていただきます。

先ほど橋本委員の方から研修弁護士制度についての最高裁、法務省の態度はどうだという御質問があったんですが、資料が出てまいりましたので、簡単にちよっと補足いたします。

最高裁、法務省とも、一年六カ月の修習を終わった後さらに研修弁護士制度を実施するとなると実質的には修習期間を短縮したことになるなというところで、結局は研修弁護士制度の名のもとに短縮に対して反対をしているというふうなことをえざるを得ないというところで、まず大前提として否定的な見解を述べられた上、日弁連の提案はあくまで日弁連の提案として承っておきたい。法務省はそれに加えて、検事の場合も当事者の活動をやっているんだと、だから検事にまで当事者としての弁護士の経験を積ませるということについて合理的な根拠を見出すことは困難だという理由を付け加えているというところで、この問題については今も両方とも我々とは意見が違ふ。

ただ、私もそれはそういつた受け皿をつくるために、新人弁護士だけでもいい、とにかく我々弁護士だけでも研修制度をその期間充実させようじゃないか、そういうことには取り組みたい、こう思っているというのが正確なお答えでございます。

○橋本教君 よくわかりました。

○平野貞夫君 自由党の平野でございます。

司法試験の受験科目の変更とかそれから司法修習制度の短縮ということが司法の機能充実に役に立つかどうかということで、参考人の先生方の大

変蔵しい意見を拝聴いたしましたして、大変勉強になりましたんですが、法案の審議だけじゃなくて、これから法務委員会の中で参考にさせていただきたいと思ひます。

せっかくの機会でございますから、私が興味を持ちましたのは、司法試験の前提になる法学教育といひますか、このあり方というのは非常に大事だと思ひますので、ちよっとこれに絞ってお教え願ひたいと思ひます。

青山先生の雑誌の論文などを拝見いたしますと、寛さんがお話しになったのがきっかけでございますが、法曹三者及び大学の法学部はいわば運命共同体だという言葉があるんですが、これを青山先生はどのように御理解なさっているのでしょうか。しばしばその言葉は論文の文章の中で使われていますが、ちよっとお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(青山善充君) 運命共同体という言葉を使わせていただきましたのは、日本の司法制度を支えている法曹三者、この場合の三者は裁判官、検察官、弁護士の意味でありますけれども、その日本の司法制度を支えている法曹三者が立派に機能を果たすかどうかということは、実は大学法学部がいかに充実するかということと極めて近い相関関係にあるという意味で使わせていただきました。

○平野貞夫君 私もそのとおりだと思ひます。司法の機能の充実というのは、司法試験ということもさることながら、やっぱり大学の、あるいは大学というよりも国民の法律といひますか法の支配の意識といひますか、そういったもののあり方が非常に大事だと思ひます。

青山先生、お話をちよっと離れるかも知れませんが、先生のジュリストの論文の中に、現在の法学部の現状をこのままでよいとは思ひていないというお話もありますし、時代の要請に依りて大学の法学教育を大きく改革すべきだというお話をなさっています、具体的な構想をもしお持ちならば、ちよっとお教えいただきたいと思います。

○参考人(青山善充君) これは私個人の考えとしてお聞きいただきたいのでございますけれども、大学では大学院の重点化ということが行われました。これは一九九一年でございまして、この内容は、法学部に比べて法学系大学院をより一層充実させようということでございます。そこで、東大法学部の場合には、一学年八十名という大学院の学生のうちの半分、四十名は一般社会から受け入れていふ。従来の大学院は研究者を養成することに重点がありまして、今度は高度に専門的な知識、能力を必要とする職業人を養成するということになりました。

そういうふうな大学院の重点化が達成された後、それでは法学部、学部教育をどうするかということについて今まさに問われている時期であるというふうなことでございまして。

私自身は幾つかの改革のプランを持っております。例えば、法学部のカリキュラムというのはもつと時代の要請に依りてどんどん変えていく必要があるのではないかと。あるいは授業についても、今のところ講義と演習という二本立てしかないけれども、もつと別の講義、授業の仕方、例えば見学プラスディスカッションとかあるいは模擬法廷とか、いろいろな授業の仕方があるのではないかと。あるいは第三に、教育方法につきましても、大教室で先生方が一方的にしゃべるというイメージが今でも法学教育についてはあるわけでございますけれども、例えばもつと少人数教育をすることとか、シラバスを事前に配付してどんな宿題をやるとか、インタラクティブな授業を展開するとか、いろいろな工夫の余地があるだろうというふうな思ひます。それから試験の方法とか高度情報通信機器を法学教育に導入するとか、いろいろなことが考えられると思ひます。

いずれもこれは私の個人的な考え方でありまして、しかしこれから二十一世紀に向けてこういう具体的な法学教育の改善が行われていくだろうということを私は期待しております。

○平野貞夫君 上野先生にお尋ねいたしますが、

先ほど来、諸外国に比べて法曹人口が我が国では圧倒的に少ないというお話が、先生方それぞれ触れられましたんですが、その理由をどういうふうな考えればよいでしょうか。

○参考人(上野登子君) 法曹人口といひますと、前に言われておりますけれども、裁判官、検察官の数と弁護士の数というのをこの際きっちり分けなきゃならないと思ひます。その点で言いますと、戦後、弁護士の数は非常にふえてきていて、しかし裁判官の数が非常に少ない。そのことによる司法の機能不全といひますか、これが基本的に大きな原因と思ひます。

具体的に数字で、これは日弁連等がもつと司法予算をふやして裁判官、検察官を増員せよということをおっしゃっておりますけれども、例えて言えれば明治二十三年と平成八年と比べても、裁判官は簡易裁判官も含めて千五百三十一人から二千八百七十九人、約二倍。弁護士は千三百四十五人から一万五千九百七十三人、十二倍ということで非常にふえているんです。

何ゆえ裁判官の数が少ないか。国が司法予算をきっちりふやしていくべきところを、そこを抑制している。やはり戦後の、とりわけ憲法のもとで司法に基づく民主国家、司法予算はきっちりふやしていかなければならない。それから、物的なものだけではなくて、司法の担い手である裁判官、検察官、それから弁護士も司法の担い手として国費をもつて養成するというのがこの制度なんです。そういう意味で、法治国家として、法に基づく国のあり方として大いに司法予算をふやしていくべきであらうというふうな思ひます。

それから、弁護士の数で言いますと、諸外国との比較で弁護士の数だけとるとそれほど少ないのではないのだという意見もあり、それから少ないのだという意見も比較する国によつていろいろございまして、日本の場合には、いろいろ言われておりますが、法律に基づいて紛争を解決しようという意識がまだまだ行き渡っていない。それからなか

な解決し得ないような今までの司法の運用であつた。そこであらうと思ひます。

○平野貞夫君 耳の痛い話もあつたわけですが、よくわかります。世の中が急激に変わつてしまつて、どつちかと言いますと今までは事前調整の行政裁量による社会の運営といふべきか、それがあつた種のもたれ合ひであり、場合でもあつたわけですが、それが国際化とともに事後チェックの司法的処理の社会に急激に変わつていて、そこで今のお話の法曹人口、中でも裁判官の不足と、こういうことだと思ふんです。

上野先生の最後のお話にありました国民の法意識の問題ですが、これも一つ大事なことでないかと思ふわけですが、どうも我が国、我が社会では、近代的な法の支配という原則がなかなか定着しないといふ感じがするといふ感じがする、そういう意味で法学教育といふのは、ある意味で大学教育だけではなくて社会教育も含めて、あるいはもうちよつと高校教育あたりからリーガルマインドというものを身に付けさせる、そういう工夫がこれから我が国には相当必要じゃないかと思ふんですが、堀野先生、ちよつとその御意見を聞かせていただければと思ひます。

○参考人(堀野紀君) 小さいときからといふか、小学生のころから司法といふものについて学んでいく機会をつくりたいといふことは、最近法曹三者に共通して出てきている問題意識じゃないかと私は思つています。

法務省は最近、聞くところによりますと、検察官の仕事についての小中学生向けのビデオをつくつて、そしてそれを活用しよう、検察の役割について認識してもらおう、そういうことを積極的にやり始められたといふふうについてお聞きですが、弁護士会の方でも、教科書の中にどれぐらい弁護士といふ言葉が出てくるかといふことを調査したことがあつたんです。そうすると、全く出てこない教科書が幾つかあるわけですね。ところが、裁判官といふのは何回も出てくるわけですね。だから、裁判制度といふと裁判官によつて担われ

ている、弁護士や検察官がどこかに行つていて、その危機意識で検察でもビデオをつくらせ、それから弁護士会でも最近そういった活動をやらうといふことで広報活動に熱を入れているわけですね。

例えば、教科書なんかを見ますと、被害者の段階では弁護士はつかないんだといふことを前提につくられていたような教科書もあるわけですね。こういうことでは本当に日本人の法意識というのは進んでいかなんじやないだろうかと。逆にそれを正しく育てることによつて、アメリカのようなめちやくちやとも言えるような訴訟社会へ行くことを防ぐこともできるんじゃないかといふことで、御指摘の点は大変重要なことだといふふうに私は思ひます。

○平野貞夫君 佐木先生にちよつと御意見を伺いたいんですが、今の日本人の法意識の問題で、例えば国会が非常に紛糾しまして、与野党で事前の話し合いができて牛歩国会なんかに入らうといふときに、これからルールになるという言葉を使うわけでごさいます。要するにルールのない運営に入らうといふ意味なんですか、実はそれは国会法、規則のつとめる議事のことなんですか。日本人の、国会議員ですらその規範意識といふのは逆なんですか。事前に話をつけてやるのがルールだと思つてゐるんです。そのぐらゐいずれがある。それから、例えば贈賄の問題なんかでも、日本人の場合にはお金をのし袋に入れて志と書いて差し上げれば、これはお金でなくなるわけですね、もう気持ちになるわけですね。

そういう日本人の習慣、習性といふものが直らないことには、なかなか司法制度の整備といひますか、これから始まるグローバルスタンダードな世の中には容易なことじゃないと思ふんですが、そこら辺についてどのような対応をすればいいか、お考えをぜひひとつ。

○参考人(佐木隆三君) 私はかねてより、日本人は法意識といふものは潜在的に大変強くあると。例えば、テレビドラマで大岡越前であるとかあるいは遠山の金さんとか、これはもう昔から愛され

ておりますし、水戸黄門になつてまいりますとちよつと話が裁判から遠のいてまいりますけれども、あの人は現場でもう即決でばつとやりますから。ですから、私は楽観的に考へてゐるんです。司法が、最高裁あたりも裁判百年といふことで、開かれた裁判といふことであるといふ努力をなさつてゐる。例えば、最高裁を開放して見に来なさいとか、変わりつつあるのはわかつておりますし、裁判所に行つてもパンフレットが置いてございまして、きれいなグラフィックなものも定期的に刊行されていってどうぞお取りくださいといふのは比較的最近のことだろうと思ふんです。ですから、司法に対する関心が高まつてきているといふことは間違いないと思ふんです。

それでは国民としてはどうすればいいのか。例えば最高裁の判事のチェックみたいなこと、時々私も選挙に行つて、最高裁判事の名前がどおつと並んであつて、やめさせたいければバツしなさいと、あとは勝手にしなさいといふふうなことで、そういうことだけが辛うじて国民として司法に参加できることなんですね。国会の議員の先生たちは主権者による選挙といふ恐ろしいチェックがあるわけですが、それが司法に及ぼしてはいない。もちろん、弾劾裁判所があつたりしますが、それと、実際の問題ほとんど、弁護士会が懲戒するとかいうのも時々記事になりますが、そういう内部のチェックはあるかもしれないが、国民がチェックする機会がない。チェックするといふと嫌な言葉に聞こえるかもしれないけれども、だからやっぱり何か国民にもっと参加させる工夫をしていただければ法意識といふものは……。

もう一つだけ急いで申し上げると、政府刊行物の犯罪白書とか警察白書を読みますと、殺人事件の認知件数といふのは、日本の場合、今年間千二百件台、これは昭和三十年、三十一年、戦後十年、十一年が三千件を超えていたんですけれども、なだらかなカーブを描いて下がつて今は千二百件台。こんな国は世界にないわけですね。これも法意識のあらわれだと思ふんですね、法律を遵

守するといふ。そういうことを踏まえて、司法といふものは、もつとも国民が大事にして、国民がもつと信頼できるように何か風通しをよくしていただきたといふようなことを、大変抽象的な言葉ですけども、常日ごろから考へております。

○平野貞夫君 最後に話を戻しまして、青山先生にお聞きしますが、大学の法学教育のあり方について非常に強い関心を持たれてゐる先生の立場から、簡単に結構でございまして、先生の立場で理想的な司法試験といふのはどうあるべきだといふお考えがありましたら聞かせていただければありがたいと思ひます。

○参考人(青山善充君) 最後に大変難しい問題が降つてまいりましたけれども、理想論から申ししますと、私はかつてのような教養科目も含めた広い範囲の試験を課すべきだといふふうに思つております。そして、教養科目の選択科目のほかに法律選択科目を、できれば二科目と言ひたいんですけれども、一科目は課す。そのほかに、将来、民事裁判、刑事裁判を担当する、それに携わる法曹三者になるためには、先ほど申しました六科目程度の基本的な科目はきちんと勉強してもらひたい、そういうふうにして思つております。

○平野貞夫君 ありがとうございます。

○山田俊昭君 二院クラブの山田でございます。きょうは先生方、どうも御苦労までございまして。本日最後の質問者でございますので、いましばらくおつき合ひのほどをお願い申し上げます。堀野先生にお尋ねをいたしますが、いわゆる司法改革論といふと、法曹三者、法務省、裁判所、日弁連、これに学者が入つて議論され、法案なりその他が成立したり決まられていくわけでありまして、先ほど青山先生もおっしゃつたんですが、法曹三者だけでこの改正案を決めてしまつて、学者の意見の反映がこの改正案にはないんだという学者間からの批判があるわけですが、私はそ

れに加えて、やはり国民の関心といえますが、極めて人権に影響を及ぼす法曹養成の中で、国民がこの改正に対する意見というんですか、司法試験法改革、司法改革に対して何らかの形で意見を述べる機会というのか、そういう場を設けるべきではなからうかと思うわけです。

堀野先生はこの論文の中でも、今までそのような努力を蓄積されてこなかったことについては弁護士会を含め法曹界が負うべき責任だと、このようない記載があるわけでありまして、今後国民の意見を取り入れていくために何か具体的な方法論なり、それはぜひ取り入れるべきだとお考えなのか、法曹三者と学者間だけで足りるというふうにお考えなのか、そこら辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○参考人(堀野紀君) 大変難しい問題だと思えます。原則的には私は、司法の改革は法曹三者だけとかあるいは法曹三者と学者だけで済む問題ではないというふうには思っております。また、それだけでやったがゆえに誤ることもあり得るだろうと。同時に、また一つ問題がありまして、法曹三者抜きにしてこの問題を議論したときにどうなるかという問題もあらうかと思えます。つまり、現場において現場の改革の方針についての考えを持って、いるものを除外した形で国民だけの議論では、これはまた正しい解決は出ないだろうと。

そうすると、どこで私どもが市民の方とか国民の代表の方と接点を持つてやるのかということについては、今までの経過の中からはいえない、一つは例えば法曹養成制度等改革協議会のように、そこに消費者団体の代表の方とかあるいは企業の代表の方とかが出席されてメンバーになって協議してきた経過がございます。それは、ある特別の協議会をつくり、そこに諸団体から代表として参加していただくという形で御意見を伺うという形もあらうかと思えます。

それからさらに、今回の問題を含めて私どもの弁護士会の中で一番大きな問題になったのは、もつと国民の意見を聞くようということだったわ

けですね。ところが、もつと国民の意見を聞くようにも、一体どこへ行けばいいんだという話になったわけですね。国民国民と言っても、みんな自分の好きな国民のところへ行くだけじゃやいかと。

そういうことで、私もとしては、私どもの立場から国民国民と言っているんじゃないかと、やはりきつきの司法教育とかあるいはいろんな訴訟活動とかを通じてみずから国民の側から起こってくるいろんな声というのをもつと反映できいくシステムにすべきじゃないかと。私もどが行くと、アンケートをとってもそのアンケートだけでは恐らく解決がつかないでしょうし、それから自分の知っているところだけ行ってもだめでしょうし、そういう意味では実際に裁判に携わっている方とかあるいは現場を見ている方々からの御意見を伺うということが一つ。

それからもう一つは、やっぱりマスコミ関係だと思えますね。マスコミの方は意識的に司法を見ておられる。佐木先生を含めて、佐木先生をマスコミと言ふとしかられませんが、報道機関あるいは文筆に携わっている方々から見ると司法といふたようなものを私どもは謙虚に受けとめていくということも一つのやり方であらうというふうには思っています。

今回の問題も含めて、新聞社の論説委員の方々あるいは司法記者の方々は意見をいろいろ伺いました。そういう結果の決断であったと言つてもいいかと思えますけれども、ただ非常にまだ手段が限られているといえますか、難しいなど。それから議員の先生方からはもちろん御意見を伺いました。しかしやはり限られてくる。どうしたら本当に正確に国民の意思というのを反映できるのかというのか、これはこれからの課題であらうというふうには思っております。

○山田俊昭君 関連ですが、上野先生、日弁連新聞平成九年十月一日二百八十五号で、修習期間短縮による「法曹の粗製濫造は、結局は国民自身が被害を被ることなので、多くの国民がこの

ような制度改善を望むわけがありません。」と、この断言されているんですね。これは今の堀野先生に対する質問とも関連するんですが、例えばアンケートをとられたとか、多くの国民の声を先生がどういう形で吸収されてこういふ断言される論調になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人(上野登子君) その点では私自身はまだまだその運動の手が足りなかったのですが、この間、取り組んだその各単位弁護士会などで集会を持ち、意見を聞き、アンケートをとっていく中で、これはやはり司法の充実を望む、それから質の充実を望む、そこではみんな一致するわけなんです。その行き着く先に、やはり裁判、司法の担い手である法曹三者の養成が悪い方に行くのでは納得できないという声は寄せられております。

○山田俊昭君 堀野先生、もう一度ちょっと伺うんですが、司法試験に十五年以上チャレンジしている者が昨年のデータによりますと二千七百七人だとこの前法務省から聞いたわけですが、受験者で割りますと十五年以上チャレンジしている受験者が一・四七%あるわけですね。それで、その合格率たるや十人程度だと。私はこの前、司法試験にのめり込んで人生を棒に振る人間が後を絶たない現実だといふ言ひ方をして法務省に質問をしたんですけれども、堀野先生、この問題に対してはどうお考えでしょうか。

○参考人(堀野紀君) その二千七百七人の生活方について私自身が論評する立場ではないんですけれども、客観的に見ればやはり社会的な損失だらうなという感じがいたします。ただ、基本はやっぱり自己決定で、自分の人生には自分が責任を持つていうことで私はそういう道を選んだらいい方かという感じが持っています。

○山田俊昭君 佐木先生にお尋ねをいたします。最初、傍聴席から見た刑事裁判ということでは、いろいろお話を伺いまして、後からいろいろ先生から質問をされて、そのお答えの中に、陪審制度の問題、裁判の長期化、憲法三十七条違反じゃ

ないかとか、法曹人が一番わかりにくい言葉を使っているんじゃないかとか、先生の御努力によつて法廷メモが許されるようになった話、刑事裁判における被告人が関心を持つのは量刑だけで、教育の場でないやいかぬのだとかいう意見をいただいたわけなんです。

ここで、やはり一番問題になる憲法三十七条の公平な裁判、迅速な裁判を受ける権利ということについてお尋ねをするわけですが、先生はその長期化の原因は何か、迅速性が失われている原因は調査裁判だと御指摘になったんです。

それで、先生も裁判傍聴とかいろんな記録をお読みになっていておわかりだと思ふんですが、調査というのには実は本文によつてつくられているんですね。あれは本人じゃなくて、捜査官の主観によつて被告人が書いたような形で記載されている。私も弁護士は、先ほどから出ておりますように国家権力と闘うわけでありまして、いわゆる検察官というのは大きな国家権力を背景にして捜査とかいろんな権力を持っている。私たち弁護士といふのははるかな力でも立ち向かつて弁護していくべきやないかという立場にあるわけでありまして、そういう意味において、私どもが刑事弁護を担当する場合、被告人の調書が余りにもでき過ぎて、つくられてしまっているという危惧を持って、日本の検察はもろに信じているわけなんですけれども、これはおかしいなと疑義を持つケースも多々あるわけですね。そうすると、どうしても不同意をせざるを得ないというところを突撃して感ずるわけですね。

帰るところ、検面調査なり員面調査の作成に問題があるんじゃないかというところ、これはずっと前から言ひ続けられていていまだに直らないんですが、例えば一問一答主義で検察官が聞いて答えるとか、生の声を調査に出すという形になるべきだと僕は思ふんです。

この迅速な裁判というところの、先生が御指摘になった調査裁判というものの対してのさらには突っ込んだ先生の御意見を伺えたらと思ふんです

が、いかがでしょうか。

○参考人(佐木隆三君) 先ほど言い落としましたので、すけれども、調書裁判ということで、実際は二回延くらいて判決になると、弁護人がそのまま同意してしまえば、だから傍聴人にはどういう調書が採用されたのかという要旨を告知していただくというとか、いろいろなことがあるんですが、ですから裁判が長期化するというのは恐らくごく一握りのケースだろうと思うんですが、その原因を考えてみたときに調書裁判だからだろうなと。それで、先ほど申し上げたように、被疑者段階で弁護人がつくというのは、数字はちよつとあれなんですけれども、恐らく二〇%もないんじゃないかと思うんです、当番弁護士ができてからは別ですけれども。そういうことで、審判室の中の聞き取りで、そして聞き取った取り調べ官が自分の言葉で書きますね。

私も、たまに仕事でインタビューを受けることがありますが、でも、ペラを見せてもらったりすると、いかに相手が友好的に私の話を聞いてくれているか、いろいろ書いてもらおうと、すから、ましていわんや、友好的でない雰囲気でも、おまえうそついているんだろ、おまえがやつたんだろという中で、取り調べ官としてもどうしてこんな言い逃ればかりは書きたくないから、取り調べ官にとつて真実と思われることを書きたいわけですから、言いたいことがあれば裁判で言えればいいじゃないかと。

そういうことで、私なんか数少ない経験ですが、何件かの冤罪事件を長期的に調べたことがございますけれども、出発点がどうもそこにあるんですね、調書に。そうすると調書というのは、とりわけ検面調書なんというとも何か水戸黄門の印籠みたいなに絶大な力を発揮いたします。公判調書というのは一問一答形式ですね。ですから、最低限、取り調べ段階の供述調書を一問一答に改めるだけでも大分違うんじゃないかと。

ワープロで取り調べ室で被疑者のしゃべった言葉を、音声入力ワープロというのは今かなり開発が進んでおりまして、警察庁が開発に努力しているやに聞いていますんですが、本当に期待しているんですけれどもね。

○山田俊昭君 そこら辺のところはいろんな形で議論すれば時間ももつと必要だと思ふんです。

先ほど、理想は、いわゆる刑事裁判というのは教育の場じやないか、こつこつしゃべったんだけれども、これは現実の刑事裁判の実情から見ると理想論に近くて、被告人なんというのは、有罪が無罪か、量刑は何年か、それ以外の関心はもう判決言い渡し日には何もないわけであつて、それは、ひとりで独房に入つたり刑務所の中に入つて考えるべきことのような気がするんですけれども、一般の国民から見ると、判決言い渡しの裁判官の量刑理由の説明というのは足らないように一般的には思われているんじゃないか。そこら辺どうですか。

○参考人(佐木隆三君) やはり、主文で懲役何年に処すとか無期懲役に処すとかいろいろありまして、その理由が次に述べられるんですけれども、その理由が、今はさほど文語体ではありませんけれども、かんで含めるような口語体の文章ではないと思ふんです。これは被告人に読み聞かせるための判決文であつてほしいと。

もちろん、何々に照らして、これはこのような証拠があるから、この行為はこれこれに該当してそしてという難しい文言がたくさん並ぶから私たちが素人は悩まされるんですけれども、人の運命を決める判決ですからそれは丁寧に書かなければいけないのは当然ですけれども、しかし被告人にもわかる言葉で書いていただく。

そうして、やっぱり被告人といへども、したたかな常習犯窃盗であるとか、ある種の半ば職業的な犯罪者であるとかはそんなに多くはないんですね。多くの被告人は初犯なんです。それで執行猶予がつくことが多いんですが、執行猶予のときに裁判官から、あなたは今回のこれについては

執行を猶予するけれども、次に何か犯罪を行つたら今回の懲役二年というのがまたプラスされて今度は実際に刑務所に行つてもうんだから、そのことはよくわかるねというふうに、説示と言ふんでしょかね、そういうのを聞いていて深く感謝する被告人の表情を私は信じたいですね、また累犯する人もいられるかもしれないけれども。

そういう場であつてほしいと、必ずしも理想論だけではないに、そのことで立ち直つた人もたくさんいるわけですから、そういう意味で何か教育の場であつてほしいというふうに申し上げたんです。

○山田俊昭君 青山先生にお尋ねをいたしますが、世間にはいわゆる司法試験産業というものがあつて、大学に行つてまじめに学校の授業を受けるよりもそこへ入つた方がはるかに合格者数は多いというこの現実をどのようにお考えになつていらっしゃるか、大学教授としての目から見た御意見を伺ひたいしたい。

時間が迫つたので、あわせてもう一問先生に御質問するんですが、大学の法学教育というのはもちろん司法試験用にやつていっているわけではないけれども、少なくとも大学の法学部の授業にまじめに出ていけば司法試験に合格するというような大学の法学部が行われないのかという疑問点ですね。論文試験の過去の問題なんか最近僕も見ていないけれども、大学教育を受けていたのでは、とても授業だけを受けていたのでは論文を書けそうにないような問題ばかりなんです。

司法試験の審査委員というか、管理委員がつくり出す問題というのは、できるだけ授業でやらない問題とか、特定の場所だけでしか扱わない問題を採り出す必要はないかという疑問点があるんでしょけれども、私は大学教育に沿つた問題が出されるべきだ、こつこつ思ふんですが、二点含めてお答えをいただきます、私の質問を終わります。

○参考人(青山善光君) 第一の司法試験産業をどう考えるかという御質問でございますけれども、これは職業選択の自由でありますので私からは、

そういう産業を、韓国のように廃止する、法律で制限するということとはとてもできません。できませんので自由競争ということになるだろうと思ひます。私も大学法学部としては、そういう司法試験産業に負けないような法学教育をしなればいけないというふうに基本的には思つております。

ただ、これはかなり難しい問題がありまして、司法試験に合格するための教育をするのであれば、それは率直に言つてかなり易しいと思ひます。つまり、今の予備校等をやっているのは、論点主義と一口に申しますけれども、この問題が出たらこれこれの論点を書けばよろしいと。それだけを丸暗記して試験場に臨みますと、それを頭の中から繰り出してきまして、あたかもゲームを楽しむようなそういう勉強をしている。そして、試験が終わるとそれがすべて忘れられてしまふ。そういうことで司法試験に受かるということは、私は将来の日本の司法にとつてゆゆしき事態であるというふうに思ひます。

私は、急がば回れという言葉もあると。一人前の法曹にまで本当に大学教育のよさがわかつてくるのは四十、五十になつてからだということをして、学生に繰り返し言つていっているわけですね。若い時期に基本的な勉強をきちんとやつてい人間が、将来、四十代、五十代になつたときに、本当に実力を出すべきときに出してくるんだぞということをして若い学生に言つておきますけれども、最近では効率至上主義というところでございまして、とにかく司法試験に合格するということ自身に非常に大きな価値を見出している学生は、予備校に行つた方が早いという伝説に従つてそういう行動をしている。私はそれは違うんだということを言ひ聞かせなければいけないというふうに思つております。

それからもう一つ、第二の質問の少なくとも大学法学部の授業を聞けば司法試験に受かるくらいの実力を当然つけるべきだと思ひやるのは、私はまさにそのとおりだと思ふんですね。私が学生時代、昭和三十年代は、別に司法試験のための予

備校に通うとかいうことはなかったと思うんです、私だけじゃなくて私どもの世代は、それで何とか合格していた。

それは一つには、私は、そんなに十年も十五年も頑張る人間が当時なかったということもありますけれども、やっぱり試験問題というのが大きなポイントになっているのではないかとこのように思っています。

今、山田委員から御指摘があったように、今の司法試験の審査委員が必ずしも授業でしゃべらないところだけを出しているというふうには思いませんけれども、なお司法試験の問題の出し方については工夫をしていただきたい。私自身もかつて司法試験委員をやった随分苦労をしたことがありますが、一層その苦労、努力を重ねて、本来に将来日本の司法を支えていく人間が司法試験に合格するような問題をぜひ工夫していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山田俊昭君 どうもありがとうございます。
終ります。

○委員長(武田節子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。
当委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願(第一二六九号)
一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一一七五号)(第一一七六号)(第一二〇四号)

平成十年五月八日印刷

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願(第一二〇六号)
一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一二〇七号)(第一二〇八号)(第一二四五号)(第一二五七号)
一、選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願(第一二五九号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一二七六号)
一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一二七六号)

第一二六九号 平成十年四月三日受理
選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願
請願者 奈良県桜井市西之宮二二七ノ一 楠木弘弘 外百三十五名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第一〇五四号と同じである。

第一二七五号 平成十年四月三日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 神奈川県平塚市岡崎六、一九九ノ五 原島悦子 外四十九名
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第一二七六号 平成十年四月六日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 広島県高田郡吉田町吉田五一三 植田佳子 外五百八十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第二二〇四号 平成十年四月七日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 北海道北見市北進町一六八 村上 光幸 外九十九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第二二〇六号 平成十年四月七日受理
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

平成十年五月十一日発行

裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に関する請願
請願者 東京都町田市小山田桜台一ノ一一ノ七二ノ二 中島善郎 外百九十九名
紹介議員 矢田部 理君

公正・適正かつ迅速な裁判が行われるためには、基礎となる裁判での証言等の記録が客観的で正確なものでなければならぬ。そのために、裁判所法は同法第六十条の二で、裁判での証言等の記録を行う裁判所速記官を配置することを規定することにより、また、最高裁の通達は、速記録については誤・脱及び反訳の誤り以外に訂正を禁止することに、裁判官の心証が入り込む余地のない客観的な裁判での証言等の記録を担保してき

た。ところが、最高裁は昨年二月に速記録を民間委託し、速記官をなくすことを前提に養成の停止を決定し、また本年二月には「速記録の訂正はできない」との通達の削除を公にしないまま強行しようとした。最高裁の方針は、正確性や当事者のプライバシー保護の観点等から強い懸念が示されている裁判の証言等の記録の民間下請とともに、客観的で信頼の高い速記録の形成(けいがい)化を強行しようとするものである。また、速記官の養成停止は裁判所法第六十条の二の死文化につながり、法を守る裁判所が国会の議を経ずに法律を事実上廃止してしまうことになる。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、裁判所法第六十条の二(各裁判所に裁判所速記官を置く)に基づき速記官の養成を再開し、速記官による供述調書作成態勢を充実させること。
二、迅速で適正な裁判を実現するため、裁判官を始めとする裁判所職員の見習いを増やすこと。

第一二〇七号 平成十年四月七日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 埼玉県日高市武蔵台三ノ二二ノ一

金子啓一 外四十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第一二〇八号 平成十年四月七日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 広島県三次市東酒屋町二四ノ一 岡田英子 外九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第一二四五号 平成十年四月八日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 広島市中区南千田東町四ノ一二 山本朝世 外四百八十四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第一二五七号 平成十年四月九日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(二通)
請願者 仙台市太白区郡山四ノ四ノ一二 岸田彰子 外百九十九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

第一二五九号 平成十年四月九日受理
選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願
請願者 東京都練馬区富士見台三ノ七ノ二 七 大野博 外百四十二名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一〇五四号と同じである。

第一二七六号 平成十年四月九日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 広島県福山市明王台三ノ五 宇田 整司 外九百九十九名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九六七号と同じである。

参議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局

参議院事務局